

「蕃族調査報告書」の成立——岡松参太郎文書を参照して
The formation of “The Research Reports on Taiwanese Aborigines”
— in reference to “Okamatsu Santaro Monjo”

関口 浩

成蹊大学一般研究報告 第46巻第3分冊

平成24年2月

BULLETIN OF SEIKI UNIVERSITY, Vol.46 No.3

February, 2012

「蕃族調査報告書」の成立——岡松参太郎文書を参照して

The formation of “The Research Reports on Taiwanese Aborigines” — in reference to “Okamatsu Santaro Monjo”

関口 浩

Hiroshi SEKIGUCHI

はじめに

『蕃族調査報告書』と『蕃族慣習調査報告書』^(注1)——これらは大正期に台湾総督府内の調査機関、臨時台湾旧慣調査会から刊行された台湾原住諸民族に関する膨大な調査報告書である。今日も研究者に参照される優れた報告書であるが、これらがいかにして成ったのかという点については不明な点が少なくない。本論文は、これらの報告書の企画がどのような考えにもとづいてなされたのか、この企画に関わったのはどのような人々であったのか、そしてさらに、この調査を実行した調査員たちはどのような人々であったのか、調査の実際はどのようなものであったかということ等々について詳らかにしたい。

1 柳田國男の「蕃族調査報告書」への言及

まず、この報告書について柳田國男の書いた、次のような文章を紹介したい。これは、この報告書の調査員であった小林保祥が、昭和19（1944）年に発表した著書『高砂族パイワヌ民藝』に、「推薦者の一人として」柳田が書いたものである。

「蕃族慣習調査会の大きな報告書が、二十冊近くも続刊せられたのは、既に四十年前の事である。自分も其際は壮年学徒の熱情を以て、片端からそれを読み通した者であるが、あの時ほど強く烈しく、興国の機運といふものに感銘したことは無かつた。我々内地人の隔々の生活に就いては、まだ一卷の調査報告書も出て居らぬだけで無く、めいめいの生れ在所の生活だけはよく知つて居るつもりでも、反省して見ると是と匹敵するやうな精密な見聞は、実は持合せて居る者は少ない。然るに国家が撮爾たる新附の小民族の為に、是だけ周到なる観察の記録を作つてやるといふことは、尊といひ雅量であることは言ふに及ばぬが、同時に又始めて眼前に展開した広い珍しい世界への、至つて人間的な気取らない知識欲の収穫でもあつたのである」[小林 1944：1]。

ここには、柳田がその民俗学の形成期に、これらの調査報告書が刊行されるやただちに読破し、それをきわめて高く評価していたことが読み取れるが、しかしわれわれにとつていっそう興味深いのはむしろこれに続く部分である。

Hiroshi Sekiguchi, “The formation of “The Research Reports on Taiwanese Aborigines” — in reference to “Okamatsu Santaro Monjo””.

「私は之を劃然たる一時期として、日本の社会人類学は忽ち大躍進を遂げるであらうと、心の奥底から信じたのであつた。その期待は必ずしも裏切られては居ない。ただしには最も利用に適した索引を添付し、いつでも誰でも見たいと思ふ者が見られるやうに、全国に配つて置けばそれでよいと考へたのが、今はまだ其通りには行はれず、本が少しづつ古く又稀になつて来るのを悲しむのみである。斯ういふ急ぎの事業には誤りが有り欠漏があり、後々多数者の力を以て少しづつ、補正し完備する必要があることは最初から一般に認められ、其希望も亦次々と充されて居る。ただ、それが今日はなほ小さな研究室内の労作に限られて、未だ一般の常識と交渉をもつに至らず、依然として民族学を以て、洋書講読の仕事であるかの如く、誤解する者の数を少なくして居らぬだけは遺憾である。…… 官府の事業は人の交代が繁く、勢い印刷を以て完成と看られやすく、尠大なる少少数の報告書は、しばしば用の無い文庫に埋れてしまつて、読まうといふ人々とは隔離せられがちである。中間に若干の親切な解説者があつて、之を手の届く処まで持つて来てくれぬ限りは、折角の雄篇が忽ち過去のものになるのも已むを得ない」[小林 1944：2頁]。

この序文が書かれてからすでに70年が経過しようとしている現在においても、思いのほか、柳田の記していることの多くがなお当てはまっていることには驚かされる。今日も、たしかにこれらの調査報告書はますます高く評価されており、たとえば台湾の中央研究院民族学研究所から『蕃族慣習調査報告書』と『蕃族調査報告書』の中国語訳が続々と刊行されていることは、そのことのひとつの証といえるだろう。戦前の日本の学問はそのほとんどが西洋諸国の学問の祖述にすぎなかったなどといわれるが、この調査報告書こそは社会科学の業績として、その質においても、その規模においても、当時世界に類例のないものであり、まさに独創的研究であつた。

しかしその一方で、この報告書が、専門学者による高い評価にもかかわらず、「未だ一般の常識と交渉をもつに至」っていないということも、残念ながら、現在においても変わらぬ事実であろう。「最も利用に適した索引」はいまだ付けられず（中国語訳には添付されている）、本は図書館のなかでいよいよ古び、いよいよ希少なものとなっている。

この報告書に対する世間一般の無関心は、ひょっとすると、これを「植民地支配のための学問」と見なすところから来ているのかもしれない。だが、そのような見方がどこまで正しいのか——柳田はこの成果を「至つて人間的な気取らない知識欲の収穫」とみなし、その無償性を指摘するのだが——。この点を判断するためにも、この報告書の成立過程について明らかにすることは、ぜひとも必要であろうと思われるのである。

さて、柳田がこの文章で「蕃族慣習調査会」といっているのは、正確には「蕃族調査会」であり、臨時台湾旧慣調査会が大正8（1919）年に解散した後、その第一部法制部に設けられていた「蕃族科」のいわば残務整理のために作られた機関である^(注2)。蕃族科の後身ということができる。『蕃族調査報告書』と『蕃族慣習調査報告書』とは、臨時台湾旧慣調査会の蕃族科から10冊、蕃族調査会から6冊刊行されている。報告書は編

纂が完了したものから順番に刊行されていったのだが、大正8年以後完成したものは蕃族調査会からの刊行である。

また、柳田が「大きな報告書が、二十冊近くも続刊せられた」というのは、『蕃族調査報告書』全8冊と『蕃族慣習調査報告書』全8冊との合計16冊のことを言っていると思われるが、あるいはこれらと同じく蕃族科から刊行された森丑之助による『台湾蕃族図譜』全2巻と『台湾蕃族志』第一巻とを合わせた19冊のことを言っているのかもしれない。

次に、『蕃族調査報告書』と『蕃族慣習調査報告書』との16冊のタイトルとその主な調査員、刊行年を記す。

『蕃族調査報告書』は8冊すべて佐山融吉の編集による。(行頭の番号は仮に付けたもので、報告書自体はナンバリングされていない。)

- [1] 阿眉族 南勢蕃、馬蘭社、卑南族卑南社 大正2年
- [2] 阿眉族 奇密社・太巴壟社・馬太鞍社・海岸蕃 大正3年
- [3] 曹族 阿里山蕃・四社蕃・簡仔霧蕃 大正4年
- [4] 紗績族 前篇：霧社蕃・韜佗蕃・卓犖蕃、後篇：大魯閣蕃・韜賽蕃・木瓜蕃 大正6年
- [5] 大么族 前篇：大崙崁蕃・合歡蕃・馬利古湾蕃・北勢蕃・南勢蕃・白狗蕃・司加耶武蕃・沙拉茅蕃・萬大蕃・眉原蕃・南澳蕃・溪頭蕃 大正7年
- [6] 武崙族 前篇：巒蕃・達啓覓加蕃・丹蕃・郡蕃・于卓万蕃・卓社蕃 大正8年
- [7] 大么族 後篇：加拉歹蕃・含加路蕃・巴思誇蘭蕃・鹿場蕃・汶水蕃・太湖蕃・屈尺蕃・葡拿餌蕃 大正9年
- [8] 排灣族・獅設族 大正10年

『蕃族調査報告書』に2年遅れて『蕃族慣習調査報告書』も刊行され始める。同書の各巻のタイトル、調査員と刊行年とを次に記す。

- 第一巻 たいやる族 小島由道、安原信三 大正4年
- 第二巻 あみす族・ぷゆま族 河野喜六 大正4年
- 第三巻 さいせつと族 小島由道、安原信三 大正6年
- 第四巻 そう族 小島由道、河野喜六 大正7年
- 第五巻の一 ばいわぬ族 小島由道、安原信三、小林保祥 大正9年
- 第五巻の二 欠巻
- 第五巻の三 ばいわぬ族 小島由道、安原信三、小林保祥 大正11年
- 第五巻の四 ばいわぬ族 小島由道、小林保祥 大正10年
- 第五巻の五 ばいわぬ族 小島由道、小林保祥 大正9年

第五巻の二が欠巻となっているが、これは蕃族調査会が解散する大正11（1922）年3月にまでにこの巻の編集が完了しなかったためと思われる^(注3)。これらの報告書はすべて非売品であり、関係機関に配布されたのみであるが、その部数はおそらく1,000部程度であったろうと思われる。1983年に台湾の書肆・南天書局から写真製版による復刻版が出版されている。

2 臨時台湾旧慣調査会と後藤新平

台湾原住民に関するこの調査がどのようにして計画され、実施されたのか。これを明らかにするために、まずこの調査を実施した機関、臨時台湾旧慣調査会（以下、旧慣調査会と略す）に注目したい。

次に述べるように、旧慣調査会の活動を主導したのはその第一部部長・岡松参太郎であった。岡松は当時京都帝国大学教授であって、旧慣調査会の部長を兼務していたのであるが、近年、岡松家に保存されていたさまざまな文書資料が早稲田大学図書館に寄贈され、マイクロフィルム化されて、『早稲田大学図書館所蔵・岡松参太郎文書』（以下岡松文書と略す）として公開された^(注4)。そのなかには、旧慣調査会に関するものも多数含まれており、それを解読することによって、この機関の活動の実態をかなりの程度明らかにすることができるのではないと思われる。以下には、岡松文書を引用して、旧慣調査会と『蕃族調査報告書』とについて、現在、筆者に判明している限りのことを報告したいと思う。

旧慣調査会を設立したのは、第四代台湾総督・児玉源太郎と民政長官・後藤新平のコンビであった。児玉が台湾総督に就任した明治31（1898）年は、台湾領有3年目にあたり、ようやく武力による反乱がやや下火になりつつも、日本にとってはじめての殖民地経営に困難を極めていた時期であった。この困難を克服する最善の手段として、後藤は旧慣調査を考えたのであった。

児玉と後藤とが直面した台湾の社会はどのようなものであったか。とりわけ、その秩序の根本をなす法律や制度はどうなっていたのだろうか。旧慣調査会の成果の一つ『台湾私法』には、これについて次のように記されている。

「元来支那ノ法律ノ原則ハ民間ノ法律関係ハ之ヲ其私約ニ任セ如何ナル事項ト雖モ私約ヲ以テ之ヲ定ムルヲ許シ且直接公益ニ関係ナキ事項ハ官敢テ之ニ関涉セサルヲ主義トス故ニ法典ノ規定モ専刑法行政法ニ限り民事事項ニ関シテハ殊ニ徵税上ニ関係アリ若クハ直接公益ニ影響ス可キモノニ非レバ之ヲ規定セス從テ支那ノ民法ノ全体ハ凡テ慣習法ヨリ成立スト云フモ過言ニ非ス殊ニ台湾ニ在テハ先ニ述タルカ如ク律例ノ規定ニシテ實際ニ行ハレザルモノ多々ナリシヲ以テ益慣習法ノ範圍ノ廣大ナルヲ見ル」〔臨時台湾旧慣調査会 1910：39〕。

つまり、清朝政府は民法や商法などの私法の領域においては不干渉主義であって、慣習法に任されていた。それどころか、清朝政府によって成文法に定められていたことで

さえ、台湾ではそのすべてが行われていたわけではなかったというのである。この慣習法は、たとえば土地の所有関係などにおいては、きわめて前近代的なものであって、非常に複雑であった。さらに、台湾にはそれぞれ異なる慣習をもつ民族が各地域に入り乱れて居住していたのである。ひとくちに漢民族といっても、出身地によってその慣習が少しずつ異なっていた。漢民族以外に平埔族、そして山間部に居住する原住諸民族がおり、それぞれ異なる慣習をもっていたのである。

台湾総督府は、明治29（1896）年8月、とりあえずの措置として、「台湾ニ於ケル犯罪ハ帝国刑法ニ依リ之ヲ処断ス」（律令第四号）とし、刑法においては内地の法律を適用することを定めたが、しかし民事、商事においては、台湾人、清国人には清国統治時代と変わらず、慣習法に従うことを例外として認めた。山間部の原住民居住地には「特別行政区」としてこの刑法さえ適用されなかった。このような複雑で前近代的な秩序をそのままにして台湾での殖民地経営を進めてゆくことは不可能であるということは、誰の目にも明らかだった。

児玉と後藤とが台湾経営の最終目的をどういうところに見ていたかといえ、台湾を近代化して、明治国家に組み込むことであった。この点では彼らに反対する論者たちとも基本的に意見の相違はなかったのだが、しかしその方法には違いがあった。原敬に代表される論者は、即時の同化主義を主張した。日本国の領土となった地域には同じく一つの法律が適用されるべきだというのである。しかし、いま述べたような状態にある台湾に対して、その全土にわたって一挙に一律に明治日本の近代的な法律を適用するのは無理である。そのような極端にして急進的な同化主義はいたずらに大混乱をもたらすだけである、と後藤は考えた。ここから、後藤の有名な「殖民政策はビオロギーである」という論が出てくる。後藤は生物学を例に彼の殖民地統治論を説く。「比良目と鯛」の論である。これについて、『後藤新平伝』には次のような談話が収録されている。

「ね、比良目の目を鯛の目にするにはできんよ。鯛の目はちゃんと頭の両側についている。比良目の目は頭の一方についている。それがおかしいからといって、鯛の目のように両方につけ替えることはできない。比良目の目が一方に二つ付いているのは、生物学上その必要があって付いているのだ。それをすべて目は頭の両方に付けなければいかんといったって、そうはいかんだ。政治にもこれが大切だ。

社会の習慣とか制度とかいうものは、みな相当の理由があって、永い間の必要から生まれてきているものだ。その理由を弁えずにむやみに未開国に文明国の文化と制度とを実施しようとするのは、文明の逆政というものだ。そういうことをしてはいかん。

だからわが輩は、台湾を統治するときに、まずこの島の旧慣制度をよく科学的に調査して、その民情に應ずるように政治をしたのだ。これを理解せんで、日本内地の法制をいきなり台湾に輸入実施しようとする奴らは、比良目の目をいきなり鯛の目に取り替えようとする奴らで、本当の政治ということのわからん奴らだ」[鶴見 2005：476f]。

後藤の考えは、極端な同化主義を廃したいわば漸進主義であって、旧慣調査をすべき

といっても、それは旧慣を永久に残すためではない。実際、後藤はこう述べている。「従来の慣習を破る順序を定め、徐々として往かなければならぬ、それには従来の慣習が明かにならなければ、其間の順序を定むることに於て、遺策なきを保せない」〔後藤 1901b：30〕。「此慣習を明かにした後に、始めて内地の法律を適用するのが可であるか、或は特殊の法律を作らなければならぬかと云ふことを定むるのである」〔後藤 1901b：32〕。

すでに当時、現場の官吏たちも台湾社会の現実に接してその地の慣習法を知らずして職務遂行が不可能であることを悟り、これを収集して当面の役に立ててはいた^(註5)。しかしながら、後藤は、それではまったく不十分であるという。

「又領台以来既に六年になるが故に大凡の慣習のことは明かになつて居るよやうであるが、之を系統的に學術上より分析綜合の実を用ゆるに非ざれば、決して只属吏の觀察し来つた所の一時の慣習を集めて以て完成と云ふことは出来ない、それ故に一定の専門家の講究を要するのである、此講究を経て始めて何人にも分り易き様に、益々分析を深ふし益々綜合を密にして系統を分明になすことが必要である」〔後藤 1901a：27f〕。

要するに、官吏の片手間仕事では、当面の用をなすのみで、恒久的安定的に役に立つものはできないということである。そこで慣習を「系統的ニ分析的ニ総合的ニ講究」する機関を作らねばならない。そのためには専門学者の招聘がどうしても必要となってくる。京都帝国大学法科大学の新任教授・岡松参太郎こそは、このような調査にまさに打ってつけの人材であった。

3 岡松参太郎

ここで岡松の略歴を見ておきたい。

岡松参太郎は、儒学者・岡松甕谷の三男として、明治4（1871）年に生まれている。子供の頃から漢籍に親しむ環境にあり、漢文読解の能力は拔群であったという。これが台湾での調査に非常に役立つことになる。明治24（1891）年9月、帝国大学法科大学法律学科に入学、イギリス法を専攻。明治27（1894）年7月、主席で卒業、大学院に進学。民法とりわけ債権法を専門とする。この同じ明治27年にはエミール・ブートミーの『英米仏比較憲法論』の翻訳書を刊行している。明治29（1896）年に、最初の著書『注釈民法理由』を刊行。これは公布されたばかりの民法典の解釈であり、たちまち版を重ね、明治32（1899）年には12版を重ねている。華々しいデビュー作ということができよう。同じ明治29年、24歳のときに岡松は欧州留学の旅に発つ。約3年のあいだ、ドイツ、フランス、イタリアの各大学で学んだのち、明治32年9月、新設された京都帝国大学法科大学の教授に就任する。岡松が台湾との関わりをもつのはその直後のことである。この年の12月に児玉源太郎台湾総督と後藤新平民政長官との依頼により臨時台湾土地調査局囑託に就任。翌明治33（1900）年2月に、まず台北付近での調査を開始し、その成果を『台湾旧慣制度一斑』としてまとめている。そして、同じ年に、京都帝国大学教授のまま、臨時台湾旧慣調査会の委員、第一部部長に就任するのである^(註6)。

岡松は、台湾での旧慣調査の依頼を受けて児玉源太郎と面談したときのことを、次のように回想している。

「私は明治三十三年児玉総督時代に、旧慣調査の依頼を受けて今日にいたっておるが、これは当時の児玉総督および後藤民政長官の発意で、人情風俗の異なった植民地の古い慣習制度等を研究し、しかしてこれに最もよく当て嵌まるべき法律を定むるということは、植民地を統治する上において、最も根本的の施設であるということに気が付かれて、総督に着任さるるや、まず第一番にこの事に着手されたのである。それで私が招ばれたが、私は初め、「そういうことに関して少しの経験もないので、着手してやって見てからでなければ、いつまでに果たしてこれができあがるか、またいかなる方法をもってするがよいか、ということも総て見当が付きませぬ」と申すと將軍は、「総てお前の自由にするがよい。政治上の問題というのではなく、学問の研究をするというつもりでやってよろしい」と言われて、私もこれに着手した」〔鶴見 2005：472 下線関口〕。

児玉と後藤とが岡松に求めたのは、台湾における法的諸関係についての徹底的な学問的解明だったと言える。実際、児玉と後藤とは、旧慣調査会に対して、その後なんの口出しもしていない^(注7)、調査の期限を切ることもしていないのである。

4 旧慣調査の計画とその組織

さて、それでは岡松に負わされた課題は具体的にどのようなものであったか。「台湾総督府における旧慣調査事業の計画」として次の三点があげられている。

- (一) 台湾ノ各地方ニ行ハルル旧慣若クハ各種族ノ間ニ行ハルル旧慣ニ付キ統一的若クハ類別的ニ調査ノ実ヲ挙クヘキコト
- (二) 特設機関トシテ旧慣調査会ヲ組織シ以テ本事業ノ遂行ヲ計ルヘキコト
- (三) 公私法上一切ノ旧慣ヲ調査シ以テ台湾ニ恰当スヘキ立法ノ基礎ト為シ又農工商経済ニ関スル旧慣ヲ調査シ以テ台湾永遠ノ福利ヲ増進スヘキコト [旧慣調査会 1917：34]

すでになんども出てきた語であるが、上に記されている旧慣調査会が調査すべき「旧慣」とは、今は通用しなくなった遠い昔の慣習という意味ではないことはもちろんであるが、むしろこの語の意味するところは、当時現に有効であった慣習法と清朝時代の成文法との両方を共に含んでいる。旧慣調査会の大きな成果の一つに『清国行政法』があるが、これは、台湾の法律制度の淵源を尋ねて対岸の法制史を明らかにしたものだが、成文法の研究を主にしていることはいうまでもない。

(三) には、立法の基礎となるデータを提供することを求めると書かれているが、旧慣調査会は、実際には、立法そのものをも担当することになる。当時、台湾総督には、明治29（1896）年3月に公布された法律第六十三号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法

律」、いわゆる「六三法」によって立法の権限が与えられていたのである。

(二)の「旧慣調査会」であるが、この機関はどのような組織であったか、「臨時台湾旧慣調査会規則」(明治三四年十月勅令第百九十六号)を次に掲げる。

- 第一条 臨時台湾旧慣調査会ハ台湾総督ノ監督ニ属シ法制及農工商經濟ニ関スル旧慣ヲ調査ス
- 第二条 臨時台湾旧慣調査会ハ会長一人委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三条 会長ハ台湾総督府民政長官ヲ以テ之ニ充ツ
- 第四条 委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 第五条 臨時台湾旧慣調査会ノ調査ニ関スル規則ハ台湾総督府之ヲ定ム
- 第六条 会長ハ調査事項ヲ整理シ其事項ヲ台湾総督ニ具申ス
- 第七条 臨時台湾旧慣調査会ニ部長二名ヲ置キ委員中ニ就キ台湾総督之ヲ命ス
- 第八条 委員ニハ一箇年二千五百円以内ノ手当ヲ給ス部長ニハ特二千五百円以内ヲ増給スルコトアルヘシ
- 第九条 臨時台湾旧慣調査会ニ補助委員二十人以内ヲ置キ委員ノ指揮ヲ承ケ調査事務ヲ補助セシム
- 第十条 臨時台湾旧慣調査会ニ書記通訳若干人ヲ置キ書記ハ庶務會計ニ通訳ハ翻訳通弁ニ従事セシム
- 第十一条 補助委員ニハ一箇年千五百円以内ノ手当ヲ給ス
- 第十二条 書記及通訳ニハ一箇年千円以内ノ手当ヲ給ス
- 第十三条 台湾総督府職員ニシテ委員補助委員書記又ハ通訳ヲ兼ヌル者ニハ手当ヲ給セス [旧慣調査会 1917: 36f.]

第三条のように、会長は民政長官が兼務した。発足時は後藤新平であった。

第七条の「部長二名」とは、實際上、法制に関する旧慣調査を指揮する者と農工商經濟に関する旧慣調査を指揮する者との二名が想定されている。法制に関する調査を担当する部署を第一部として、その部長には岡松参太郎が就任した。農工商經濟に関する調査を担当する部署を第二部として、その部長には京都帝国大学教授・愛久沢直哉が就任した。愛久沢は岡松とともに明治33(1900)年の『台湾旧慣制度一斑』の調査を担当したが、引き続いて旧慣調査会の部長も担当することになったのである。

委員は調査項目、調査方法などを決定し、調査事業を計画、指揮し、また調査報告書を執筆する。補助委員は主に実地の調査に当たることとされたが、補助委員もまたみずからの調査にもとづいて報告書を執筆するようになった。旧慣調査会発足後まもなく、補助委員の下にさらに「囑託」、「雇」という役職が設けられた。

原住民調査のほかに、旧慣調査会の主な成果として、次があげられる。第一部による漢民族と平埔族との法制に関する旧慣調査の成果が『台湾私法』(本編6冊、付録参考

書7冊)としてまとめられ、明治42(1909)年から同44年にかけて次々に刊行された。第二部の調査結果は、『経済資料報告書』上下2巻として明治38(1905)年に刊行された。また、既述のように、第一部行政科の成果は、京都帝国大学教授・小田萬を中心にまとめられ、『清国行政法』全6巻として、明治38年から大正2(1913)年にかけて刊行された(さらに『改訂清国行政法』第1巻上下が大正3年に刊行された)。

法制に関する旧慣調査であるが、岡松はその調査方法について次のように記している。

「本部カ取りタル調査ノ方法ハ予メ一定ノ綱目ヲ作り其部署ヲ定メテ之ヲ各補助委員ニ配附シ補助委員ハ各自其担任事項ニ従ヒ先ツ律例旧記其ノ他ノ雜書ニ依リ調査シタル後各街庄ニ就キ其ノ實際ヲ調査セリ」[岡松 1903:4]。

上記の「律」と「例」とは国家による成文法、「旧記其ノ他ノ雜書」とはこの場合「官庁ヨリ発行セル県誌庁誌ノ類」そして「各地人民ノ所有ニ係ル証書類」[臨時台湾旧慣調査 1903:14]のことである。また、「街庄」とは、日本統治時代に用いた台湾の行政区画の名であって、町・村に当たる。つまり、一定の調査綱目にしたがって、まず文献資料を収集し、それを検討した後に、実地に聞き取り調査をするという手順である。

旧慣調査会は、発足時には有給の職員数30人。その内訳は委員7人、補助委員8人、雇員4人、通訳3人、書記8人であった。その後、職員は次第に増加し、明治42(1909)年頃には有給の職員だけで70人をこえるまでになった。

岡松も愛久沢も、京都帝大での教職をもつ身なので、台湾に常駐していたわけではない。「部長ハ毎年一回又ハ数回(明治三十三年ヨリ三十九年マテハ毎年夏冬ノ二回又時ニ三回、同四十年以後ハ毎年夏期ニ一回)本島ニ渡航シ親シク部員ヲ指揮督励シ其成績ヲ検閲セリ」[旧慣調査会 1917:55]とある。このために、台湾と京都との間で郵便や電報による連絡が頻繁に行われ、そうした書類が岡松家に大量に残された。岡松文書がいまある所以である。

旧慣調査会の所在地は、発足当初の「明治三十三年度中は総督府民政部法務課の一室」を間借りしていたが、「明治三十四年四月より台北小南門外元製薬所」に移り、そこを事務所とした。また、台南および台中を調査するさいには、それぞれに「地方事務所」が設けられた[旧慣調査会 1917:51]。

旧慣調査事業への予算であるが、『台湾総督府統計書』によると、「旧慣調査費」として明治34(1901)年から39(1906)年まで84,163円、明治40(1907)年から大正元(1912)年まで64,163円。ただし明治42(1909)年分から名目が「旧慣及法案調査費」となる。大正2(1913)年には58,616円、大正3(1914)年に56,662円、大正4(1915)年に49,863円。大正5(1916)年からは「諸調査費」の内に一括されてしまう。そして「諸調査費」も次第に減額されていった。調査費が減らされていくようになるのは、『台湾私法』の調査が終る時点が境目になっている。

5 蕃族科の設立

それでは、台湾原住民についての旧慣調査はどのように開始されたのか。

明治43（1910）年1月に書かれた『台湾私法』「叙言」には、明治40（1907）年に『台湾私法』の調査を終了したこと、そして第二次の事業として「生蕃人種」の慣習を調査するのを認め、「明治四十二年以来特ニ二三ノ部員ヲシテ生蕃調査ヲ担当セシメ今ヤ事業稍其緒ニ着カントス」〔岡松 1910：7〕とある。また、大正7（1918）年5月に岡松が記した『台湾蕃族慣習研究』「叙言」には次のように述べられている。

〔漢族と平埔族との旧慣調査を終えたとき〕部員中稍閑ヲ得ル者アルニ及ヒ蕃務本署ノ協議ニ応シ明治四十二年二月始メテ部員一人ヲシテ試ニ蕃族慣習ノ調査ニ着手セシメタリ、大正三年旧慣調査ノ本務略ホ成ルヲ告ケルニ至ルヤ当局ハ更メテ蕃族ノ調査ニ遷リ爾来大正六年末ニ至ル迄旧慣調査会ハ蕃族ノ調査報告書第七冊並ニ蕃族図譜二冊ヲ発行シタリ〕〔岡松 1921：1〕。

原住民調査に着手した調査員の数が、『台湾私法』に記されたように「二三」であるのか、『台湾蕃族慣習研究』に記されたように「一人」であるのか、問題であるが、これについては後述する。明治42（1909）年に「試みに」原住民の旧慣調査が開始されたこと、本格的な調査は「大正三（1914）年」頃からであることを確認しておきたい。

明治42（1909）年4月に、『台湾私法』の編纂を担当する法制科とは別に、「蕃族科」が設けられる。蕃族科について『台湾旧慣調査事業報告』には次のように記されている。

「本科ノ事業ハ第一部法制科第二次ノ事業トシテ明治四十二年四月以来二三ノ部員ヲシテ之ニ当ラシメタルニ始マル而シテ本科ニ於テハ畜ニ生番ノ慣習ノミナラス其衣食住、生業、宗教等広ク風俗ニ関スルモノヲモ調査センコトヲ期シタリ是生番ノ慣習ハ先ツ充分ニ其生活状態ヲ知悉スルニ非サレハ之ヲ明カニスルコト能ハサルニ因ル

斯テ本科ノ調査ハ順次各種族ニ就テ之ヲ行ヒ引続キ今日ニ至ル、其次第ハ別章「成績」ノ部ニ述フル所ノ如シ

左ニ本科ニ於ケル調査ノ方針及ヒ方法ヲ記ス

- (い) 生番ハ幾多ノ種族ニ別レ其言語、風俗及ヒ慣習ヲ異ニスルヲ以テ本科ノ調査ハ各種族別々ニ之ヲ為シ各族其調査ヲ終了スル毎ニ報告書ヲ編述スルコトトセリ
- (ろ) 本科ノ調査モ亦最初ニ調査綱目ヲ作り大体ニ準拠スルコトト為シタリト雖モ而モ実地ノ調査ニ臨ミテハ之ニ依リ難キモノ少カラサルヲ以テ之等ハ其場合ニ応シテ適宜之ヲ斟酌スルコトトセリ
- (は) 生番ノ多クハ強梁自恃ミ武力ノ後援ヲ有スルニ非サレハ之ヲ調査スルコトヲ得サルヲ以テ本科ノ調査ハ常ニ総督府蕃務本署ト連絡ヲ取り至ル所其地駐在警察官吏ト打合セ且其助力ヲ借ルコトトセリ
- (に) 生番ハ古来文字ヲ有セスニ口語ニ依ルヲ以テ之ヲ調査スルニ当リ其風俗慣習ニ関スル諸般ノ事項ハ之ヲ表示スヘキ言語ヲ研究シ其真意義ヲ捕捉スルコトヲ務メサルヘカラス、而テ其通訳ノ如キハ各族其言語ヲ異ニシ又同族ト雖モ地方ニ依リ

テ少シツツ之ヲ異ニスルカ故ニたいやる語ノ外ハ其調査ヲ為スヘキ各地ニ於テ臨時之ヲ雇入ルルコトトシ又警察官吏ニシテ其地ノ蕃語ニ通スル者ヨリハ特ニ其助力ヲ借ルコトトセリ

- (ほ) 生番ノ風俗慣習特ニ其服装、住居、器具等ハ一見之ヲ明瞭ナラシムルカ為ニ之ヲ調査スルニ際シテ成ルヘク写真ニ採リ若クハ生写シテ報告書ニ添付スルコトトセリ」〔旧慣調査会 1917：63f〕

上の(は)に「警察官吏」との協力が記されているが、岡松文書によると、すでに明治41(1908)年3月作成の書類に「蕃族調査ニ関シ本月二十六日付ヲ以テ左記ノ者囑託ニ任命セラレ候」(岡松文書、C44, 54)として23名の名簿が掲出されている。この名簿に記されている人員の内訳は、「警部」「警部補」「元警部」の職名で記載されている者が18名、「公学校教諭」という職名の者が4名、「雇」の職名のもの1名である。警察関係者には調査員の警護と通訳、公学校教諭には通訳としての協力が求められたのである。

(に)にいうように、原住諸民族は文字を用いないので彼ら自身の手になる文献資料はない。『台湾私法』での調査方法を採用することはできなかつたのである。また、同じく(に)に「其通訳ノ如キハ……たいやる語ノ外ハ其調査ヲ為スヘキ各地ニ於テ臨時之ヲ雇入ルルコト」とあるのは、タイヤル語については旧慣調査会の職員に通訳がいたからである。渡辺栄次郎である。渡辺は囑託として明治42(1909)年7月2日就職、大正2(1913)年5月30日に解職されている^(注8)。

6 小島由道によるタイヤル族調査

先に引用したように『台湾蕃族慣習研究』の序文には「明治四十二年二月始メテ部員一人ヲシテ試ニ蕃族慣習ノ調査ニ着手セシメタリ」と記されていた。この「一人」とは第一部の補助委員・小島由道のことである。このことは小島自身が書いた『蕃族慣習調査報告書』第一巻の「緒言」に明らかである。「余は明治四十二年二月命を承け、初めて本島生番の一つたるタイヤル族の慣習調査に従事し、翌四十三年四月に至りその大体を了せり」とある。岡松文書によると、小島に原住民調査を担当させることは、すでに明治41(1908)年4月に決まっていた。「小島氏〔『台湾私法』の〕担当事項終了ノ後ハ蕃人調査ニ従事ノ予定ニ候……」(岡松文書、C44, 56)とある。

小島由道とはどういう人物であるか。その履歴の詳細は残念ながら不明であるが、岡松文書のなかに、小島に明治36(1903)年10月12日に授けられた「退隠料証書」(岡松文書、C6, 9-3)があり、それによって次のことが分かる。「京都府士族」、「元台湾公学校教諭」、「慶応元年五月」生まれ。旧慣調査会には明治36年に第一部の囑託として就職、明治39(1906)年7月30日付で補助委員になっている。『台湾私法』の調査において小島は主に「人事親族相続に関する調査」を担当しており、また「宗教」に関する調査をも担当している(岡松文書、C8, 2-8)。総督府を退職した時期、没年ともに不明であるが、台湾総督

府公文類纂に残された小島に関する人事記録は昭和2（1927）年のものが最後となっている。少なくとも62歳までは総督府に勤務していたことになる。小島が原住民の旧慣調査を命じられたのは、「部員中稍閑ヲ得ル者アルニ及ヒ」というが、たんに閑があったからというのではないだろう。小島が文化人類学にもっとも近いところで調査活動をしていたからであろうと思われる。

小島による明治42（1909）年から翌年にかけての調査については岡松文書によってその過程をかなり詳細に跡付けることができる。旧慣調査会の規則により、調査員は毎月部長宛に「調査進度報告」を提出することが義務づけられていたが、小島によるこの期間の進度報告が、すべてではないが、かなり多く残されているからである。これと、旧慣調査会による月ごとの「活動報告」のなかにある小島についての記述をキッコウ〔 〕に入れて、合わせて記す。小島の調査がどのような手順で行われたか、次のようになる。

「明治四十二年一月末調査進度報告」

- 一 番俗慣習ニ関スル書類上ノ調査
前月ヨリ引続キ未完了ニ至ラス
- 一 本島人間ニ適用スヘキ刑法上ノ親族関係及其範圍
本月十八日ヨリ其立案ニ従事シ未完成ニ至ラズ二月五日頃脱稿ノ見込（岡松文書、C17, 37）

「明治四十二年二月末調査進度報告」

- 一 番俗慣習 書類上ノ調査
右本月二十日マデ
- 一 大嵯塚番ニ付実地調査
本月二十三日ヨリ従事致居候（岡松文書、C17, 41）

〔小島補助委員ハ蕃俗調査ノ為メ二月二十三日ヨリ三十日間ノ予定ヲ以テ桃園庁管内へ出張セリ〕（岡松文書、C17, 39）

「明治四十二年三月末調査進度報告」

- 一 大嵯塚前山番俗実地調査
右前月ニ引続キ本月二十四日マデ従事
- 一 同番語々典研究
本月二十五日以後専之ニ従事約一ヶ月ニテ終了ノ見込（岡松文書、C17, 42-2）

「明治四十二年四月末調査進度報告」

- 一 タイヤル語ノ研究

右前月ニ引続キ本会囑託（桃園庁雇番語通訳）渡辺栄次郎ヲ喚ヒ調査ニ従事シタルモ
未完了ニ至ラス尚出張実地ニ付キ次項調査ノ旁研究ノ筈

一 大嵯塚前山番財産ニ関スル慣習

右本月二十九日ヨリ再当地ニ出張シ調査中（岡松文書、C20, 3）

〔小島補助委員ハ蕃俗調査ノ為メ四月二十九日ヨリ三十日間ノ予定ヲ以テ桃園庁管内へ
出張セリ〕（岡松文書、C20, 2-1）

〔明治四十二年五月末調査進度報告〕

一 大嵯塚前山番族財産ニ関スル調査

右前月ニ引続キ出張調査未完了ニ至ラス（岡松文書、C20, 4-2）

〔小島補助委員ハ蕃俗調査ノ為メ桃園庁管内へ出張中ノ所六月三日帰会〕（岡松文書、
C20, 4-1）

〔明治四十二年六月末調査進度報告〕

一 本月三日大嵯塚番地ヨリ帰府

一 爾後前月中調査シタル材料ノ整理ニ従フ

一 来月上旬ヨリ南投庁下埔里社支庁管内へ出張ノ筈（岡松文書、C20, 6-2）

〔小島補助委員ハ蕃俗調査ノ為メ七月一日ヨリ三十日間ノ予定ヲ以テ南投庁管内へ出張
セリ〕（岡松文書、C20, 5-2）

〔明治四十二年七月末調査進度報告〕

一 本月一日ヨリ左記番社ニ出張シ其生活状態並ニ慣習ノ調査ヲ了ス

南投庁埔里支庁管内ノ霧社、万大社、貝肉朥社、阿冷社

台中庁東勢角支庁管内ノ 阿冷社、梢来社、白毛社

尚埔里支庁管内ニハタイヤル族トシテ トロック、タウサー、ハックル、マリッパ
ノ四社アルモ調査不便ナルヲ以テ次年ニ譲リ又カンターバン、巒大社等ハブヌム族ニ属
スルヲ以テタイヤル全族調査ヲ完了シタル後ニ譲ルコトトセリ（岡松文書、C20, 7-6）

〔明治四十二年八月末調査進度報告〕

一 南投庁、台中庁下ノ蕃俗慣習調査材料ノ整理ニ従事ス

本月一日右地方ヨリ帰会ス（岡松文書、C20, 8-3）

〔小島補助委員ハ蕃俗調査ノ為メ渡辺雇ト共二十月四日ヨリ宜蘭へ出張中（今明日〔十一

月五日か六日〕帰会ノ筈〕（岡松文書、C20, 9-1）

〔小島補助委員ハ蕃俗調査ノ為メ十一月二十四日ヨリ渡辺雇ト共ニ台北庁下新店支庁管内へ出張中〕（岡松文書、C20, 11-1）

「明治四十二年十二月末調査進度報告」

- 一 本月十日 新店支庁管内ヨリ帰会シ爾来専ラ調査報告書ノ編纂ニ従事ス（岡松文書、C20, 12-3）

「明治四十三年一月末調査進度報告」

- 一 たいやる族慣習報告書
右前月ヨリ引続キ編纂未完了ニ至ラズ多分二月末マデかかるナラント思ハル（岡松文書、C20, 13-2）

「明治四十三年二月末調査進度報告」

- 一 たいやる族慣習調査報告書
右前月ニ引続キ編纂中 三月末迄ニ完了ノ見込（岡松文書、C20, 14-2）

「明治四十三年三月末調査進度報告」

- 一 たいやる族慣習一班編纂 未完了セス尚一ヶ月ヲ要ス
- 一 新竹庁管内へ出張 たいやる、さいせつと両族慣習調査自三月一日至同二十八日（岡松文書、C20, 16）

〔小島補助委員ハ蕃俗調査ノ為メ渡辺雇ト共ニ本月〔三月〕一日ヨリ三十日間ノ予定ヲ以テ新竹庁管内へ出張中〕（岡松文書、C20, 14-1）

「明治四十三年四月末調査進度報告」

- 一 たいやる族慣習調査報告書ノ編纂 前月ニ引続キ従事致居候所未完了ニ至ラス 今数項ノ補足訂正ヲ要ス（岡松文書、C23, 2-3）

上記に先立つ「明治四十一年十二月末調査進度報告」には「人事慣習調査報告」の完了したことのみに記され、原住民調査のことはなにも記されていないのだが、翌月の「明治四十二年一月末調査進度報告」に「番俗慣習ニ関スル書類上ノ調査 前月ヨリ引続キ未完了ニ至ラス」とあることから、小島の原住民調査は明治41（1908）年12月に開始されたと言することができる。ただ、この頃は『台湾私法』の調査にも従事しており、原住民調査はまだ準備段階にあった。

『台湾番族慣習研究』「敘言」にいう「明治四十二年二月」に開始された調査とは、小島による同年2月23日からの「大嵯岨番ニ付実地調査」のことである。

明治42（1909）年10月4日からの宜蘭への出張と翌年3月1日からの新竹庁管内への出張とは「渡辺雇」と共にとあるが、この渡辺とはもちろん42年4月の記事に出てくるタイヤル語の通訳・渡辺栄次郎のことである。渡辺は単独でも出張調査を行っている。「明治四十三年一月活動報告」に「渡辺雇ハ〔明治四十三年〕一月二十五日ヨリ蕃俗調査ノ為メ桃園庁管内へ出張二月四日帰会」（岡松文書、C20, 13-1）とある。

小島は、諸文献による研究、そして言語の学習というように周到に準備して現地入している。明治42年の出張期間をみると、2月23日から3月24日まで、4月29日から6月3日まで、7月1日から30日間、10月4日から11月5日か6日まで、11月24日から12月10日までということであるから、合計して四ヶ月以上、この年の三分の一はタイヤル族の村に出張していたということになる。翌年にも3月に28日間の出張をしている。当時としては、かなり集中的な調査と言えるであろう。

岡松文書によると、この間、旧慣調査会の調査員として森丑之助もまた原住民調査を行っている。

森の履歴については、笠原政治や楊南郡の調査により、その詳細が明らかになっているので、ここではその概略のみを記す^(注9)。森丑之助は、明治10（1877）年、京都市生まれ。長崎商業学校で中国語を学び、明治28（1895）年、陸軍通訳として渡台。明治30（1897）年以後、なんどか鳥居龍蔵の台湾調査に同行。鳥居とその指導教官・坪井正五郎との助言により人類学を習得。原住民居住地域にしばしば入り、彼らと親交をもつ。大正15（1926）年、行方不明。当時台湾原住民にもっとも精通しているとみなされた人物である。旧慣調査会には、明治41（1908）年4月7日付で囑託として採用されている（岡松文書、C17, 2）。

森自身による「調査進度報告」は残されていないが、旧慣調査会の「活動報告」には彼について次のような記述がある。

囑託森丑之助ハ〔明治41（1908）年〕十一月二十四日ヨリ蕃地視察ノ為蕃薯寮、嘉義、斗六ノ三庁管内へ二十日間ノ予定ヲ以テ出張セリ（岡松文書、C17, 30）

囑託森丑之助ハ蕃俗調査ノ為メ〔明治42（1909）年〕五月一日ヨリ三十日間ノ予定ヲ以テ深坑庁管内へ出張セリ（岡松文書、C20, 2-1）

森囑託ハ同上〔番俗〕調査ノ為メ深坑庁管内へ出張中ノ所六月一日帰会（岡松文書、C20, 4-1）

森囑託ハ同上〔番俗〕ノ調査トシテ七月四日ヨリ三十日間ノ予定ヲ以テ南投庁管内へ

出張セリ（岡松文書、C20, 5-2）

上記の明治42（1909）年7月の出張には、小島も同行していたかもしれない。すでに記したように、小島もほぼ同じ時期に同じ所に出張している。

森はみずからの著書『台湾蕃族志』のなかで、小島の『蕃族慣習調査報告書』第一巻について、自身が「蕃地に旅行して調査したるものを参酌して編纂せしもの」[森 1917：7] と述べているが、上記三度の調査による成果が利用されているということであろう。

さきに引用したように『台湾私法』「叙言」には、明治42年に、「二三」の部員に蕃族調査を命じたと書かれていたが、3名ということが言えるとすれば、小島と森そして渡辺栄次郎ということになるだろう。

7 調査活動の停滞と大津麟平

このように明治42（1909）年から翌年春にかけて主にタイヤル族についての調査が行われたのであるが、原住民についての調査はそれ以後中断してしまう。森丑之助は明治43（1910）年9月30日付で囑託を解かれている（岡松文書、C20, 10-1）。原住民調査が順調に進まなかったのはどういう事情があったのか。『台湾旧慣調査事業報告』はこの点について次のように述べている。

「第一部ノ蕃族科ニ於テハ既ニ記シタル如ク明治四十二年四月以降ニ三部員ヲシテ之ニ当ラシメタルモ其後部員中ニ蕃害ニ遭ヒタル者ヲ生シ又本会第一部ニ於ケル編纂事務及ヒ第三部ニ於ケル法案起草事務ノ補助ヲ要スル等ノ事情アリタル為ニ調査ノ進行ニ支障ヲ来シ漸ク大正二年ヨリ同四年ニ至ル間ニ蕃族調査報告書あみ族南勢蕃外ニ社、同奇密社外三社及ヒつおう族ノ分合セテ三冊、蕃族慣習調査報告書第一巻第二巻及ヒ蕃族図譜第一巻、第二巻ヲ刊行シ其他ハ今現ニ調査中ニ属ス」[旧慣調査会 1917：95f]

上記の「蕃害ニ遭ヒタル者ヲ生シ」とは、調査活動中に原住民に誅首された者があったということである。明治44（1911）年3月24日に補助委員として採用された平井又八のことである。この事件については『理蕃誌稿』第二巻にやや詳細な記述があるので、次に引用する。

『「花蓮港七脚川未帰順蕃ノ兇行」〔明治44（1911）年〕八月二十三日午後十時三十分七脚川未帰順蕃五名、旧慣調査会補助委員平井又八ヲ太巴壘公学校ノ宿舎ニ殺ス蓋シ該校教諭ト誤認シタルニ因ル初明治四十一年十二月七脚川蕃ヲ膺懲スルヤ其大部分ハ輸誠帰順シタルモ一部不逞ノ輩ハ遁レテ山中ニ入り常ニ居処ヲ転シ機ヲ見テ出擾スルヲ以テ之ヲ邀撃シタルコト一再ニ止マラス而シテ此方面警戒ノ任ニ当レル巡查補隘勇中ニハ太巴壘及馬太鞍等ノ、アミ族ニシテ該公学校ヲ卒業シタル者少カラス即チ七脚川未帰順蕃ハ以為ラク彼等ノ我レヲ仇敵視スル是レ該校教諭之ヲ誨ヘタルナリト常ニ之ニ報フル所アラント欲ス此夜太巴壘社頭目宅ノ前庭ニ於テ舞踊ノ会ヲ催ス会々平井補助委員ハ荳蘭

方面ノ蕃俗調査ヲ畢り来リテ該校教諭山田和美^(注10)ノ官舎ニ投宿シ端ナク難ニ遭ヒタルナリ爰ノ起ルヤ巡查安齋福次郎ハ頭目以下十二名ヲ率キ兇蕃ヲ追躡シタルモ夜黒ウシテ遂ニ其踪跡ヲ失ヘリ繼テ蕃務課長及蕃務本署ヨリ出張中ニ係ル池田警部並高木警部補以下相踵テ至リ巖ニ附近ヲ搜索シタルモ得ル所ナク翌二十四日黎明ニ至リ鳳林庄ト北清水溪ノ中間ニ於テ五人ノ足跡深山ニ向ツテ去レルヲ発見シタリ而モ之ヲ追究スルノ機ニアラサルヲ以テ其処分ハ姑ク之ヲ他日ニ譲リシハ勢ノ已ムヲ得サル所ナリシナリ」〔猪口 1921 : 233〕。

平井の遭難についてはさらに、その場に居合わせて危うく難を逃れた太巴壟公学校教諭・山田和美による次のような報告がある。

「去る二十三日夜、小生もはじめて兇蕃の来襲に遭遇し、彼等の惨酷たるに驚き入り申し候。同日旧慣調査会補助委員平井又八氏、旧慣調査の目的を以て来校、宿泊され候。同夜小生と平井氏と、喫茶雑談最中、約十時半頃と思はるる頃、未帰順七脚川蕃五六名、蕃刀竹槍を手にして、突然宿舎座敷内に闖入仕り候。小生は以前より、庁下の蕃情不穏なるを聞き、愛撫の大刀は、寸時も傍を離すことなかりしも、其の時大刀は、上座敷の床上に置きありし上、事突然なるを以て、如何ともなし難く、ハツと思ふ間に平井氏は二刀程切りつけられ、悲鳴を挙げて打ち倒れられ申し候。小生は身に寸鉄の武器も帯びざるを以て、座にありし鉄瓶を兇蕃の面上のぞんで打ちつくと同時に、煙卓盆を洋燈に投げつけ、燈火を打ち消し、暗きを利用して、裏戸を蹴破り、漸く逃走難を免れ申し候。雇教師は、小生が是れ丈の仕事をなす間に、同じく逃走仕り候が、平井氏は遂に兇蕃の毒手に靱首せられ申し候。平井氏をして、此の横死あらしめたるも、小生の不甲斐なき行為のいたす処、思ひ来れば、平井氏在天の靈に対し、申訳もなく、將に慚死す可く候」〔台湾教育会 1911 : 58〕。

平井は調査に直接関係することが原因となって遭難したわけではなかった。台北に帰る途中、公学校教師と誤認されて殺されてしまったのである。このような殉職者を出したことは旧慣調査会の歴史上最大の悲劇であったろう。職員全員に非常に大きなショックを与えたにちがいない。

しかし、原住民についての調査が遅れたのはこの事件ばかりが原因だったというわけではない。そもそも、責任者の岡松参太郎は、原住民の旧慣調査についてどのような考えをもっていたのだろうか。岡松は大正7（1918）年5月にみずからの著書『台湾番族慣習研究』の「叙言」に次のように書いている。

「予ヤ従来担当シタル法案起草ノ職務アルカ為メ今尚部長ノ職ニ在リト雖モ番族調査ノ業タルヤ人類学的調査ヲ主眼ト為スヘキモノニ属シ予ノ如キ門外漢ノ担当シ得ヘキ所ニアラス、從テ此事業ノ方面ニ関シテハ實際ニ於テ初ヨリ単ニ戸位ヲ擁スルニ過キス自ラ調査ニ干シ又ハ其方針ヲ指導シタルカ如キコトナキノミナラス、事業其モノニ関シテモ亦多ク興味ヲ感スル所ナク其調査報告書ノ如キモ永ク之ヲ高閣ニ束ネテ顧ミズ自ラ以為ラク番俗ノ調査タル人類学的価値アルノ外其慣習ノ如キハ法学研究上一顧ノ益ナシ

ト」〔岡松 1921：1f〕

自分は専門外であるから、なにもしなかったし、そもそもそうした調査自体になんの興味も感じなかったというのである。部長がこれでは、いったいどうして調査が進捗するであろうか。

実際、岡松は原住民調査のためになにもしなかった。それでは、明治41（1908）年から翌42年にかけて、警察関係者と公学校教師とを囑託として採用し、そのようにしてサポートグループを組織し、小島を調査員に選び、また森丑之助を加え、ふたりに長期出張を命じたのは誰なのか。

小島の『蕃族慣習調査報告書』第一巻の序文にはこうあった。

「余は明治四十二年二月命を承け、初めて本島生番の一つたるタイヤル族の慣習調査に従事し、翌四十三年四月に至りその大体を了せり。しかるにその報告書を草するにあたり、たまたま他の用務に従事すべき命を受け、同書の編纂はためにこれを延期せざるべからざるに至れり。幸いに大正元年十月右の用務を了したるをもって、ふたたび報告書の起草に従い、同年十二月ようやくその稿を脱して、これを本会委員大津麟平氏に提出せり」（下線関口）。

できあがった調査書は岡松部長に提出されたのではない。大津麟平に提出されている。じつは、明治41（1908）年以後の原住民調査を指揮していたのは大津だったのである。このことは、岡松文書をみれば明らかである。明治41年1月に書かれたと思われる「臨時台湾旧慣調査会四十一年及四十二年度事業計画」には次のような記述がある。

（ハ）蕃人調査

- 一 小島氏ハ四十一年十二月ヨリ大津委員ノ指揮ヲ受ケ蕃人調査ニ従事ス
- 一 四十一年伊能氏本会属託ヲ命ズ手当三十円任命ノ時期ハ適宜大津委員ニ於テ定ム
- 一 四十一年十二月ヨリ小島氏補助二名ヲ書記トシテ採用ス手当一人平均五十円（岡松文書、C37, 28 下線関口）

明治41（1908）年に「蕃人調査」のために着々と準備を整えていったのは大津である。その後の調査活動についても、そのほとんどすべての点にわたって、大津の了承なしにはなにも決まらなかったのである。

岡松文書に残されている、明治41（1908）年3月24日付で大津から岡松に宛て書かれた書簡には、森丑之助に関して、次のように書かれている。

「…… 陳ハ蕃族旧慣調査の儀小島は十二月より着手の筈にて候助手二名を使用せしむる予定に御座候所本府殖産局雇員ニ森丑之助なるものあり長き以前より蕃界の事ニ従事し蕃性にも余程好く通し居候様被存候 …… 当分二十円以内位の所にて兼務として取り小島の補助として十二月迄の間ニ出来る丈の準備調査をやらせなば小島の着手の際も便利なりと存候 …… 右御異存なくバ四月より試用する事に致度乍憚電報にて御指示被下

度候……」(岡松文書、C18, 3)

森は、大津のアイデアで、小島由道の「補助」として、「準備調査」をやらせるために旧慣調査会に加えられた、ということがここに明らかになったろう。現に、この書簡の直後、森は旧慣調査会の囑託になっている。旧慣調査会による明治41(1908)年4月の「活動報告」には「森丑之助ハ本月七日付囑託命セラレ月手当二十円ニ」(岡松文書、C17, 2)とある。

また、小島が最初の原住民調査を終え、二度目の調査へと旅立つ直前の時期にあたる明治42(1909)年4月22日に、大津は岡松宛に次のような書簡^(註11)を送付している。

「拝啓 陳ハ蕃人旧慣調査ノ件昨年末ヨリ小島氏着手致候ニ付先つ桃園庁ノ蕃地ナル角板山ニ派遣シアタイヤル種族の旧慣より相始メ候其経験ニヨリ漸次将来調査の順序方法も之立候様相成候

調査ノ主眼トスル所ハ法律的方面より蕃人ノ旧慣ヲ詳悉スル事トシ度候然ニ全ク言語ヲ異ニシ文字ヲ有セス吾人トハ文明ノ程度非常の懸隔アル蕃人の事故有合セノ材料ナド無之根本的ニ各方面ニ涉リテ彼等ノ生活状観察シテ帰納セサル可ラサル有様ニ認メラレ随分面倒ニ相見ヘ候然小島氏ハ非常の趣味を以て努力致被候ハバ安心被レ度候 先言語ヲ学ブノ必要アリテ同氏ハ蕃語研究致居候言語ノ上ヨリ採ルヘキ材料甚多キ様子ニ有之 蕃語の一方面ノ研究ハ総督府小川尚義氏ニ囑託して法的研究ニ必要ナル程度迄ノ調査を要スル事ト被存候 帰府ノ上ハ熟考ノ上同氏トモ協議ノ上右ヲ願申上候事も可有之ト存候……大要此ノ如キ計画ニ依ルコトト可成事ト存候

小島氏中堅トナリ法的関係ノ調査ニ任スルコト

伊能氏人類学的方面より調査シ法的調査ノ参考材料を提供スルコト

森丑之助氏社会的方面より観察シテ広ク各蕃族ノ風俗慣習等の異同ヲ調査シテ材料ヲ提供スルコト

某氏(未定ノ人)人情風俗ヲ最モ親シク表示スル言語ヲ研究シテ材料ヲ供給スルコト
言語ハ数少ケレバ文明人ノ言語ヨリ学ビ易カルベシト存候」(岡松文書、C24, 4)

上の書簡の要点を次のようにまとめることができる。(1) 小島由道は昨年来の準備調査において充分実をあげた。(2) 調査の主眼は「法律的方面より蕃人の旧慣」を詳細に解明することにある。(3) そのためには言語研究が必須であるから、言語学者の総督府編修官・小川尚義の助力をえること。(4) 今後の「蕃人旧慣調査」は次のような四つの方向から行われるべきこと。その一つは、法的関係の調査。これは小島由道を中心に行う。二つ目に、人類学的調査。これは伊能嘉矩に依頼。三つ目に、社会的方面よりの調査。これは森丑之助に依頼。四つ目に、言語学的調査。これは調査員未定。

最後のところの今後の計画についての意見は非常に重要であると思われる。二つ目の人類学的調査は、伊能嘉矩に担当させようとしたのだが、このとき伊能はすでに岩手に帰っており、彼の関心も人類学よりむしろ歴史の方に向かっていたので、この依頼は断られたのであろう。伊能の代わりに呼ばれたのが、佐山融吉だったのであろう。このよう

に考えるなら、旧慣調査会から二種類の調査報告書が出たことの説明が付くのではないか。つまり、小島が中心となって編纂された『蕃族慣習調査報告書』は、本来は、法的関係を主に解明するものだったのであり、佐山の『蕃族調査報告書』は人類学的方面の研究を主として、小島らの調査に参考資料を提供すべきものだったのである。

佐山融吉に人類学的方面からの調査が期待されたことは、これもまた岡松文書によって明らかである。佐山が旧慣調査会に提出した履歴書がある。次にその全文を掲げる。

『履歴書』

本籍地 東京市本郷区駒込浅嘉町九十八番地

寄留地 東京市赤坂区青山北町七丁目二十八番地

平民戸主

佐山融吉

明治十二年二月十八日生

学業

- 一 明治三十二年三月二十五日秋田県第一中学校卒業学力優等品行方正ノ証ヲ受ク
- 一 同三十三年九月十日早稲田大学元専門学校文学科史学及英文学科へ入学
- 一 同三十七年三月二十五日全科卒業
- 一 同年四月二十四日英語科及歴史科中等教員免許状下附セラル
- 一 同年七月五日東京帝国大学理科大学人類学科へ入学
- 一 同三十九年三月三十日同大学退学
- 一 同四十三年一月八日東京帝国大学理科大学人類学教室ニ於テ日本考古学研究ヲ始ム
- 一 同四十五年四月研究中

業務

- 一 明治三十九年四月二十日愛媛県私立北予中学校へ奉職
- 一 同四十一年二月七日同校辞職
- 一 同年二月十五日北海道庁立小樽中学校へ奉職六級俸給与セラル
- 一 四十二年十一月二十五日北海道庁立小樽中学校辞職
- 一 同年同月二十六日東京私立商工中学へ奉職
- 一 同四十五年四月同校奉職中

作成年月日 明治四十五年四月一日（岡松文書、C44, 101）

『台湾旧慣調査事業報告』によると、佐山は明治45（1912）年5月9日付で採用となっている。採用時、33歳。このとき47歳だった小島由通とは一回り以上の年齢差があった

ことになる。

馬淵東一が佐山について「史学科畑の人」[馬淵 1974a: 451]であろうというのは、なるほど誤りではないが、しかし佐山が旧慣調査会に採用されたのは、さきの大津の書簡を考えに入れるならば、東京帝国大学で人類学を学んでいたからであるといつて間違いないであろう。佐山は、大正2（1913）年5月に急死する坪井正五郎の指導を受けた最後の世代ということになる。旧慣調査会に採用される前年、明治44（1911）年には、論文「印度人の虎に関する迷信」を『人類学雑誌』（第27巻4号）に発表している。佐山による調査は口碑・伝説に詳しいということが指摘されてきた。実際、彼は後にみずから集めた伝説を再編集して『生蕃伝説集』（大西吉寿との共著、台北：杉田重蔵書店、大正12年）を刊行するのであるが、このような関心は早稲田大学で英文学を学んだこととも関係しているように思われる。

なお、佐山は大正3（1914）年『台湾時報』（第53号）に「台湾小史」を発表。調査員を退いてのちは、台湾教育界に職を得ている。また、昭和29（1954）年に行われた『民族学研究』誌上のシンポジウム「高砂族の統治をめぐる座談会」に参加し、旧慣調査会での調査を開始した明治45（1912）年当時の原住民居住地の有様などに関して報告している。

8 大津麟平『理蕃策原議』

旧慣調査会による台湾原住民の慣習調査を実質的に指揮監督したのは大津麟平であった。大津とはどのような人物なのか。

大津麟平は、熊本県士族・大津俊太郎の長男として、慶応元（1865）年10月に誕生。明治23（1890）年、東京帝国大学法科大学独法科を卒業。新潟、埼玉各県の参事官を経て、明治29（1896）年4月、台湾総督府一等郵便電信局長。明治33（1900）年12月、台湾総督府事務官。明治37（1904）年1月、秘書課長代理。明治38（1905）年4月より、旧慣調査会の委員を兼任する（岡松文書、C37, 43）。明治39（1906）年3月、警視総長代理。明治41（1908）年5月、警視総長兼蕃務課長。明治42（1909）年10月、佐久間総督による台湾総督府の官制改正にともなって新設された蕃務本署の長、蕃務総長に就任。警視総長、蕃務総長の時代にも旧慣調査会の委員を兼ね、旧慣調査会第三部・立法部が設けられてからはその委員をも兼任している。大正2（1913）年6月、病をえて台湾を去るにあたり、いずれの委員をも辞している。大正3（1914）年6月より大正8（1919）年4月まで岩手県知事。大正8年4月より大正10（1921）年5月まで徳島県知事。そのうち官界を辞して大日本武徳会理事に就任。昭和14（1939）年12月31日没。著書に『理蕃策原義』（大正3（1914）年10月刊）がある^(注12)。

慶応元（1865）年生まれで帝国大学法科大学を明治23（1890）年に卒業ということは、岡松より4学年先輩、小島由道と同じ歳ということになる。

大津がどのような考えで調査活動を指揮したのか、彼の思想について以下に検討して

みたい。

すでに岡本真希子も指摘しているように〔岡本 2003：36〕、台湾総督府の法官や官僚たちがみな後藤や岡松のように慣習法調査にもとづく殖民地立法を支持していたわけではない。だが、大津が慣習法調査の必要性を深く理解していたことは間違いない。そのことは、法案審査会明治42（1909）年9月18日の会議での次のような発言にも明らかである。

「従来法院側ヨリ出ル議論ノ中往々旧慣ニ珍ラシキ事柄カアル時ハ必ス日本ノ法律ニ引キ付ケテ規定セントスル傾向アリ …… 本員ハ之ヲ採ラス本島ノ統治宜キヲ得シニハ悪習慣ナラサル限りハ之〔旧慣〕ヲ採用セサレハ目ニ見ヘヌ所ニ大攪乱ヲ来タシ国家百年ノ長計ヲ誤ル日本人ハ戦勝国ノ威ヲ以テ何事モ旧慣等ニカマハスニ処理シテ目ニ見ヘヌ大攪乱ノ起ラントスルヲ知ラスシテ其自ラ施ス処ヲ可ナリト信シテ十年百年ノ後ニ飛ンタ大攪乱ノ生スルヲモ考ヘスニ無暗ニ事ヲ為スハ日本人ノ例ナリ法院ノ判例モ之レニ類スル傾向ナキヤ」〔旧慣調査会 1911：79f〕。

このように大津は旧慣調査にもとづかない統治に危機感を抱いていた。彼は法務においても行政においても旧慣を尊重すべきだという信念をもっていたのであり、この点でも彼に旧慣調査会蕃族科の指揮が任されたのは適切な人事であったと言える。そしてもうひとつ、大津のこの発言から読み取れることは、当時、官僚や法官の多くが慣習法を軽視し、むしろ内地法延長主義に傾きがちであったということである。官僚たちにとって、容易に理解できない旧慣をいちいち精査してきめ細かな行政を実行するより、「戦勝国ノ威ヲ以テ」、内地流の行政を強制する方がさしあたりは容易であったのだ。これに反対する大津は総督府の官僚組織のなかで少数派たらざるをえなかったろう。

さて、さきに引用した岡松宛書簡に見られるように、明治41（1908）年以降、大津麟平は原住民調査開始のための準備を着々と進めていったのであるが、明治43（1910）年になると第五代台湾総督・佐久間左馬太による「理蕃五箇年計画」が開始される。このとき蕃務総長でもあった大津は、佐久間総督による理蕃事業を蕃務本署を率いて実行する立場にあった。旧慣調査会において原住民調査の指揮監督者であることと、佐久間総督の理蕃五箇年計画の実行担当者であることと、このふたつの職務は大津にとってどういう関係にあったのだろうか。矛盾することはなかったか。この点について明らかにするために、大津の『理蕃策原議』を参照してみたい。

この著書の冒頭、その緒言には次のような言葉があり、まず驚かされる。

「予ヤ、台湾ニ奉職スルコト十八年、其ノ間理蕃ニ従事スルコト八年、日夜努力シタリト雖モ、遂ニ卑見ノ容レラルルニ至ラス、寸効ヲ致スコト能ハス。事業未タ全ク成ラスシテ、病ヲ以テ職ヲ辞スルノ己ムヲ得サルニ至レルハ、遺憾ニ堪ヘサルナリ」〔大津 1914：2 下線関口〕。

ここに言う「遂ニ卑見ノ容レラルルニ至ラス」とはどういうことか。『理蕃策原議』は、じつは、全編この点をめぐって議論が展開しているとさえいえることができるのである。

そしてそれは、みずからの意見を容れなかった佐久間総督およびその周辺に対する非常に厳しい批判となっている。

大津がはじめて理蕃事業にかかわったのは明治39（1906）年であるが、まず彼が着手したのは「理蕃方針の確立」であった。大津の見るところ、従来の理蕃事業はまったく場当たりの無方針なものであった。これを改めるべく、彼はみずから次のような課題を立てた。すなわち、実地調査にもとづいて、総督府としてどのような原住民政策をどのような順序で実行すべきか、そしてその政策実現のためにもっとも適切な手段はどのようなものであるべきか、これを熟慮の上、決定することである。このために、大津はみずからしばしば原住民居住地への巡視を行って、彼らの生活の実際をつぶさに観察し、詳細な報告書を作成しているのである。

研究と熟慮の結果、大津は、総督府が原住民に対してまず第一になすべきことは銃器の押収である、という結論に達する。当時、原住民たちは多数の銃器と弾薬とを所有していたのである。清国兵士が本国に引き揚げるさいに放棄していったものがあり、また領有当初、総督府が恵与したものもあった。総督府は原住民の銃器所持を認めていたのであり、商人による銃器・弾薬の販売をも許可していたのである。原住民の所有する銃器は、火縄銃のような旧式のものも少なからずあったが、モーゼル銃、レミントン銃のような当時最新式のものもまた非常に多かったという。この巨多の銃器のために、原住諸民族間での、また漢族との武力闘争や誅首がいつこうに止まなかった。これがために総督府の統治自体も困難となっていたのである。

『理蕃策原議』にはこう述べられている。

「蕃人ノ最大ナル煩ハ銃器ニアリ、銃器ナケレハ蕃人ヲ御スル易々タルノミ。之ニ反シテ銃器彼等ノ手ニ存スル間ハ、例令ヒ一旦帰順スルモ、未タ全ク信スヘカラス、蕃地ノ平定ト称シ難キナリ、銃器ハ実ニ理蕃ノ解決点タラサルヘカラス、銃器処分ヲ以テ、理蕃ノ第一段落トナササル可カラスト思惟セリ」[大津 1914：5]。

大津はこの方針のもとに明治43（1910）年より銃器の押収を実行する。このために、大津はみずから原住民居住地に趣き、頭目たちに直接会って彼らを説得することもあったという[猪口 1921：187ff.]。この事業の成果に関して、大津は次のように述べている。

「初年度、即チ四十三年度ヨリ四十四年度ノ初期ニ涉ツテハ、之ヲ厲行シ、全島蕃族所有ノ銃器総数約一万七千餘挺ノ内、約九千挺ヲ凡ソ一年度内ニ押収スルコトヲ得タリヲ以テ、此方針ノ必ラス好結果ヲ齎ラス可キヲ確信セリ」[大津 1914：7]。「又此ノ理想ノ効果ヲ最モ明カニ見得ヘキモノハ四十三年度ニ於テ実行セラレタル事蹟ナリ、之ヲ見レハ蓋シ思半ニ過クルモノアラン。台東、花蓮港庁管内ニ於ケル今昔ノ状況ノ変化ハ如何、賀田組ノ事業カ蕃人ノ為ニ常ニ障害セラレ進捗スル能ハサリシ当時ト、内地移民ヲ奨励シ精糖会社ヲ興起シツツアル今昔ノ差ハ如何、是レ銃器押収ノ功与ラスト云フヲ得ルヤ、南投庁管内全部（ハツク、マレツパ方面ノ一局部ヲ除ク）ハ四十四年以来隘勇線ヲ撤去シテ開放ノ実を挙げタルニアラスヤ、ガオガン地方モ当時前進シタル地方ハ隘

勇線ヲ撤去シ警戒ヲ解除シタルニアラスヤ、銃器ハ八千餘挺ヲ押収シタルニアラスヤ、而シテ是レ皆四十三年度中ニ於ケル成績ナリ、此ノ主義政策果シテ姑息ナリヤ緩慢ナリヤ、予ハ此ノ主義ノ包括アリ収局アリ而シテ効果ノ確實ニシテ迅速ナルヲ信シテ疑ハサルモノナリ」[大津 1914：44f.]。

このように大津はみずからの政策が大いなる成果を上げつつあったことを誇らしげに叙述しているのだが、しかしながら、この事業はたった1年かぎりで中止の憂き目にあう。なぜか。

「四十四年度ノ中央ヨリ以後、之ヲ厲行セサリシハ、総督ノ承認ヲ得ルコト能ハス、総督別ニ計画スルトコロアルヲ以テ、成ルヘク抵触ヲ避ケンコトヲ勉メタレハナリ」[大津 1914：7 下線関口]。

大津による事業は、「理蕃五箇年計画」に抵触するおそれがあるという理由で、佐久間総督の判断により中止された、というのである。

総督府中央によるこのような判断は、まさに原住民の生活の実態を知らないところから来る独断にほかならない、と大津には思えた。原住民の生活や信条について十分理解せず、独断的判断にもとづいて行動するとき、その結果としてもたらされる事態が予期に反するものとなることは確実である。この点について、大津は原住民の誡首への対策を例に挙げて、次のように述べている。

「彼等ノ誡首行為ヲ以テ直ニ吾人ニ対スル反抗態度トナシ、叛乱状態トナスモノアリ、故ニ之レニ対シテ討伐方針ヲ立ツ、何ソ知ラン彼等ノ誡首ハ一種特別ノ習慣ニ基ツキ、而モ其ノ根底頗ル固キカ故ニ、一朝ノ討伐能ク其ノ習慣ヲ革メ得ヘキニアラス」[大津 1914：42]。

要するに、佐久間総督の周辺は、武力による威圧によって万事が解決すると考えていたのである。理蕃五箇年計画がもたら原住民の「討伐」のみを目的とし、それ以外の策を一切顧慮しないことを、大津は厳しく批判する。

「必スヤ武力ト懐柔ト併セ用フルカ又ハ武力ヲ加味シタル懐柔策ヲ用ヒサルヘカラス、地域人口ノ多少ヲ以テ論スレハ、懐柔策ノ行ハルヘキ範囲ハ寧ロ武力ヲ用フヘキ範囲ニ比シテ遙カニ大ナリ、又懐柔ヲ用フヘキ時機ハ武力ヲ用フヘキ時機ヨリ遙カニ多シ、懐柔ハ根本ナリ常道ナリ武力ハ臨時ナリ補助的ナリ、是レ彼等ノ状況自ラ然ルナリ、誡首ハ彼等ノ立場ヨリスレハ叛乱的ニアラス平常的ナリ、状況ハ素ヨリ鎮静ナルカ故ニ討伐シテ之ヲ鎮静スルノ必要ナキモノナリ、討伐ハ寧ロ却テ動乱ノ原因トナルヲ以テ討伐ヲ行ヒタルトキハ其ノ結果銃器整理ノ効ヲ収メサレハ其ノ討伐ハ無意味ナルヘシ」[大津 1914：43]。

武力のほかに、懐柔手段、すなわち授産、教育、布教、物品交換、医療、観光、一般警察的保護なくしては、原住民への政策はけっして好結果をもたらすことはない、と大津は主張するのである。

そもそも、理蕃事業の目的は何であるのか。大津の考えはこうである。「大局ニ於ケル理蕃事業終局ノ目的ハ、蕃人ヲ化育シテ順良ナル帝国ノ臣民トナサントスルニアル」。銃器の没収はこのための第一段階にすぎない。だから、「現今施シタル撫育事業ハ銃器

ノ整理結了ト共ニ其ノ効ヲ失フモノニアラスシテ、他日大ニ平和的施設ヲナサントスルニ当テ其ノ基礎トナリ、其ノ幫助トナリ得ヘキモノ」[大津 1914: 12]と述べられるのである。「世界ノ或ル民族カ口ニ人道ヲ唱ヘナカラ其ノ行フ処ヲ見ルニ新附ノ異人種ニ対シテハ之レヲ愚ニシ之レヲ奴隸視シ飽クマテ之レヲ抑圧シテ終世我カ文明ノ圈内ニ入ラシメサランコトヲ努ムルカ如キハ吾人ノ大ニ取ラサル処ナリ」[大津 1914: 31]。

だが、大津の思いに反して、大正2（1913）年になると、総督府の理蕃事業はひたすら討伐のみに集中し、蕃務本署をただ討伐のためのみの機関となし、その撫蕃機関も調査課も廃されてしまう。大津の目にはこのようなやり方が非常に拙劣なものに見えてくるのである。

「理蕃事業ハ一種ノ政治ナリ是レ根本的觀念タラサルヘカラス、軍事ニモアラス又感化事業ニモアラス、蕃人ナル特別ノ人類ニ対スル特別ノ政治ナリ……夫レ政治ハ深遠ナル理想ニ基ツキ凡百ノ智識ヲ集メテ完成ヲ期スルモノナリ、対蕃ノ政治其ノ規模小ナリト雖モ此ノ一小編之レヲ悉クスルコト能ハス、況ンヤ予カ不文ヲヤ、台湾総督府ハ理蕃事業ヲ以テ蕃人ニ対スル政治トナス、又其ノ悪習慣ヲ防止矯正スルヲ以テ目的トセスシテ、討伐スルヲ以テ目的トスルモノナリト云フモ過言ニアラサルヘシ、何トナレハ前記大正二年六月八日台湾総督府府報ハ之レヲ証明スルモノニアラスヤ、其ノ掲クル処ノ民政部分課規程改正ニ依リ、従来ノ理蕃制度ニ向ツテ大改革ヲ施シ、蕃務本署ハ爾後討伐事業ノミヲ以テ職務トシ、討伐以外ノ蕃務行政ハ挙テ之ヲ普通警察ノ所管ニ移セリ、抑々蕃務本署ハ総督府カ理蕃事業遂行ノ為ニ特設シタル機関ナリ、然ルニ今討伐事業ヲ以テ蕃務本署ノ専業トナス以上ハ、是レ理蕃事業ハ即チ討伐事業ナリトノ理想ヲ表明シタルモノナリトスルハ正當ノ推論ナリ……又総督府ハ前記ノ改正ト同時ニ蕃務本署ニ於ケル撫蕃機関ヲ全廃シ調査課ヲ罷メタリ、之レニ依テ討伐方針愈々明瞭トナレリ」[大津 1914: 46]。

上の文中に「大正二（1913）年六月八日台湾総督府府報」のことが言及されるが、大津はこの直後、6月13日に辞職を願い出ている。

『理蕃策原議』の結論は次のような言葉で終わっている。

「討伐ハ臨時的ノモノニシテ行政ハ継続的ノモノナリ、討伐ハ局部的ニシテ行政ハ全般ニ渉ルモノナリ、恰モ一般政務ノ軍事ニ於ケルト相似タルモノアリ、而シテ此ノ討伐事業ヲ以テ直ニ理蕃事業トナス、是レ全局ニ渉リテ蕃族ヲ廓清セントスル強烈ナル忠実ナル希求ナキカ、又ハ蕃界ノ真相ニ通セスシテ徒ニ独断的理想ニ馳スルモノニアラサルナキヲ得ンヤ、此ノ如クニシテ遂行シタル討伐ノ結果ハ果シテ如何ナルヘキヤ、予ハ蕃界ノ廓清容易ニ見ル可ラスシテ永ク聖代ノ汚点ヲ残サンコトヲ憂テ止マサルモノナリ」[大津 1914: 46f.]。

このように、大津は佐久間総督の理蕃五箇年計画にまったく賛成できなかったのである。大津が台湾を去るに至ったその真の理由は、病気などではなく、原住民政策をめぐって佐久間総督およびその周辺との間に意見の相違を生じたためであったろう。現に、森

丑之助はそのように感じていたようである。この「台湾原住民にもっとも愛された日本人」ともいうべき人物もまた、佐久間総督の方針に反対して台湾総督府を去ることになるのであるが、大正2（1913）年6月26日に口述された講演「台湾蕃族に就いて」のなかで、大津のことに触れて次のように述べている。

「だが今日総督府が蕃人に対し新たに多くの計画をやられましたに就きましては、前週の船にて帰還されし大津麟平氏も矢張り御同感であつた様に存じますが、私共も同じく命を棄てても其前に殞れたい、又自分は何等役に立たなくとも自分の努力なり精神に依って仮令一人の怪我にても同じ出すにしても少なく出したい希望の下に、其為に私は内地に帰ると云うことは当分まだ思い設けぬことでありましたが、突然この十四日朝でありましたが急に内地へ帰ることを思い立つようになりました」[森 1917：4 下線関口]。

大津麟平が岡松参太郎に代わって原住民調査の指揮に当たったのは、このような経緯からも、実際、適切な処置だったと思われる。ついに一度も原住民居住地に入らなかった岡松とはことなり、大津はその地域を何度も巡視しており、旧慣調査会の委員のなかで彼以上に原住民の生活に通じた者はいなかったろう。そして、大津自身にも調査報告書を必要とする事情があった。旧慣調査会による原住民調査が準備されたのは明治41（1908）年であったが、この頃すでに大津は、警視総長兼蕃務課長として、理蕃政策がどのようなものであるべきかを熟考していたはずである。それは綿密な調査にもとづいた政策でなければならなかった。だからこそ、原住民の生活とその信条をよりよく知るために、専門家による調査報告書もまた切実に求められたにちがいない。大津が、原住民調査のためにすぐれた調査員を任命し、彼らがその力を存分に発揮できるような環境を整えることに努力したのは、このような彼個人の必要によるどころも大きかったのではないだろうか。

9 岡松参太郎の「旧慣調査会廃止案」と小島由道の『旧慣調査会拡張ニ関スル私見』

明治41（1908）年春以降、大津麟平の指揮のもとに、まずタイヤル族についての調査が小島によってなされる。明治45（1912）年には調査員として佐山融吉と河野喜六が加わり、蕃族科による本格的な調査が始まる。そして大正2（1913）年には佐山による『蕃族調査報告書』の第一巻目が刊行されるのであった。

ここで、大正2年に至るまでの時期、旧慣調査会をとりまく状況がどのように変化したか、簡単に確認しておきたい。

旧慣調査会発会后3年目の明治37（1904）年2月に日露戦争が勃発し、その6月に児玉源太郎は満州軍総参謀長に就任し、明治39（1906）年4月には台湾総督を退任する。後任は佐久間左馬太であった。児玉はこの年の7月に急逝するのだが、その死の直前に、後藤新平に南満州鉄道株式会社（満鉄）の総裁に就任するよう要望する。後藤はこの依

頼を受けて同年11月に満鉄総裁に就任、台湾を離れる。そして岡松参太郎もまた、明治40（1907）年3月には論文「南満州鉄道株式会社の性質」を執筆し、同年7月には後藤のもとに就いて満鉄理事に就任、その調査部を指揮するようになる。またさらに岡松は、明治40年から翌年にかけて、各国の調査機関を視察することを主な目的として、ヨーロッパを旅行しこの経験から欧州式の調査機関の設立を提案、明治41（1908）年2月に「東亜経済調査局」が創設される。岡松はその理事をも兼務するのである。このように、この頃岡松は、京大教授であり、旧慣調査会の部長であり、満鉄理事であり、東亜経済調査局の理事でもあった。非常に多忙だったのである。

さて、すでに述べたように蕃族科の設けられた明治42（1909）年4月に、旧慣調査会第三部・立法部も設立される。岡松は、原住民調査のためになにもせず、そもそも調査自体にまったくなんの興味をも示さなかったのだが、その岡松がもっとも情熱的に取り組んだのはこの第三部の活動であった。

明治38（1905）年3月に発表された岡松参太郎の講演論文に「日本民法の欠点を論じて台湾立法に対する希望に及ぶ」というものがあるが、岡松は西欧諸国の法律を継ぎ接ぎにしたような日本の民法に大きな欠陥を見ていた。岡松が台湾での立法に精力を傾けたのは、台湾において優れた法律をつくることによって、これを手本に内地の法律を改正してゆきたいと考えていたからなのである。これには先例があった。英国の植民地での立法がそうだったのであるが、上の論文の結びの部分で岡松はこう述べている。「願わくは英本國の印度に於けるが如く台湾の制度を完美ならしめ台湾が内地法に倣ふに非ずして、却て日本内地法をして台湾法を模範とするに至らしめんことを」[岡松1905：26]。岡松の試みは非常に野心的なものであったといえるだろう。

旧慣調査会第三部での立法に関する活動は岡松にとって最大の関心事であったろう。内地法以上に優れた法律をつくらねばならない。そこで岡松は、立法に関する審査活動を充実させるべく、新たに「法案審査会」を設置し、これにともなって旧慣調査会を廃止しようとするようになるのである。

岡松文書に、岡松自身が書いた「(法案審査会設置関係案) 岡松案・大正元年八月内田会長へ提出ノモノ」という書類がある。次に引用する。

- 一、大正二年度ノ初ヲ限り旧慣調査会ヲ廃止シ法案審査会ヲ設置スルコト
- 一、右ト同時ニ従来法制部ニ属スル職員ハ審査会ノ職員ト為ル者ヲ除キ総テ解職スルコト
- 一、行政部職員ハ右ト同時ニ総テ解職スルコト但織田委員ト協議ノ上決定スルコト
- 一、立法部職員ハ審査会ニ引継クコト
- 一、法案審査会ニハ会長幹事委員補助委員通訳及書記ヲ置キ平常ノ事務ハ法務部ニ於テ執務スルコト
- 一、法案起草委員会ヲ京都（法学部内）ニ置クコト

一、俸給（略）

一、蕃人調査ハ別ニ蕃人調査委員会ヲ置キ予算モ別ニ請求スルコト

一、現今蕃人調査ニ従事スル者ハ之ヲ蕃人調査委員会ニ引継クコト（岡松文書、C44、179-1）

岡松は、旧慣調査はもう終了すべきであり、人員と予算とを立法関係に集中すべきだと考えたのであろう。付け足しのように記された「蕃人調査委員会」に岡松はとくに重い意義を見出していなかったろう。これを付け足したのはあるいは大津の意向であったかもしれない。しかしながら、現実にはこの案は採用されず、旧慣調査会は大正8（1919）年まで存続することになる。

岡松の旧慣調査会廃止案を受け取った民政長官・内田嘉吉は、大正元（1912）年に刊行された『日本百科大辞典』中の項目「台湾蕃族」の執筆を依頼したのが縁となって、森丑之助と親交があった。森の『台湾蕃族図譜』と『台湾蕃族志』を出版させたのは内田であった。内田は森をつうじて原住民居住地域の情報をえており、調査活動の必要性をよく理解していたようである。岡松の案を認めなかったのは、内田のそういう考えによる判断だったのかもしれない。

ところで、この案にまったく正反対の意見、「旧慣調査会拡張案」（岡松文書、C44、178-2）を、小島由道が岡松に提出しているのである。大正2（1913）年8月作成の書類として岡松文書に含まれる長文の論であるが、その要点は次のようなものである。

小島はこの意見書で旧慣調査会をさらに増員し、存置期間も延長すべきであると主張するのだが、それというのは、当時、旧慣調査会職員のなかに次のように説く者があったからだという。すなわち、旧慣調査会の事業もすでに漢族に関する調査を完了し、これにもとづいて起草する法案の審議もそう長期間を要することなく完了するだろう。残すところは原住民に関する調査のみであるが、これとて今後一二年の間に完了するだろう。とすれば、遠からず旧慣調査会は解散されるにちがいない。このような意見を聞いたというのだが、先に見たように、これは岡松の考えにちがいない。「或人ノ妄説ヲ駁シ他面寛宏ナル上司ノ明鑑ヲ乞フント欲シ」と言いながら、つまり小島は、じつのところ、岡松の考えを批判しようというのである。

時局の実態をあわせ考えつつ、小島は次の三点に関して旧慣調査会の拡張の必要を説く。その三点とは、「民法案の起草及び審議」、「蕃族調査」、「南支那及び馬來諸島の調査」である。

第一の点、法案の審議と起草に関してであるが、これについては小島の意見は岡松の思う方向とだいたいのところは一致している。小島は、すぐれた法案を起草するためには、いまのままの人員では足りない。「更ニ教育者銀行員其他民間ノ法曹ヲ網羅」した人材を加えるべきだという。岡松もまた法案審議に人材と予算とを集中して、これを増強しようと考えていたのであった。ただ、小島は台湾に現にある旧慣調査会を拡張すべ

きだというのだが、これに対して岡松は、既述のように、旧慣調査が完了したならばもはや法案審議を台湾で行なう必要はないとして、旧慣調査会を解散して新たに京都大学内に法案審査会を設けようと考えていたのである。この論点では、とくに旧慣調査会が存続しなければならない理由は成り立たないのだが、台湾に事務所がなければならない理由は次の二つの論点による。

第二の点「番族調査」であるが、この部分は小島の意見書の全文を掲出しよう。

「番人ノ慣習ハ漢族ノ慣習ニ比シ単純ニシテ其人口頗ル寡少ナルヲ以テ其調査ハ応ニ容易ニシテ且速カニ完了セラルヘキ筈ナリ然レトモ生番ハ漢人種ノ如クニ其言語風俗慣習ノ各地一様ナルモノニ非ス各族相異ルハ粵族ト閩族トノ間ニ於ケル比ニ非ス從テ各族ニ就キ逐一ニ精査セサルヘカラス且文字ヲ有セサルカ故ニ其調査ハ一々口語ニ依ラサルヘカラス外面ニ現ハレタル風俗ノ如キハ目撃シテ或ハ其一班ヲ瞭知スヘキモ慣習ニ至リテハ深く其心理状態ヲ探リ権利關係ヲ表示スヘキ言語ヲ一々之ヲ分析シ其真意義ヲ捕捉セサルヘカラス此点ヨリ論スレハ生番ノ調査ハ漢人ノ調査ニ比シテ容易ナリト言フヘカラス況ヤ漢人ノ調査ハ単ニ其慣習ニ止メタリト雖モ生番ノ調査ハ更ニ生活状態及ヒ言語ニ及ホスヘキモノナルオヤ現時ノ本会規則ハ其調査事項ヲ法制及ヒ經濟ニ限リタルモ生番ニ関シテハ尚更ニ風俗言語ニモ及フヘキノ必要アリ是其風俗言語ハ慣習ト共ニ畜ニ将来ノ理蕃上ニ有益ノ資料タルノミナラス又他日我國民カ南洋ニ發展スル場合ニ於ケル有益ノ参考タルノミナラス人類学、社会学、言語学、歴史学ノ研究ニ最必要ナル材料ヲ与フルモノタリ蓋シ本島ノ生番ハ未タ外人ト接触スルコト少キヲ以テ各族皆古來ノ風俗言語及ヒ慣習ヲ保持シ南洋諸島ニ於ケル番族ノ如クニ印度、阿剌比亞、支那又ハ欧米諸國ノ文明ニ感化セラレタル所ナシ故ニ現在南洋ノ馬來人種中ニ於テ既ニ消滅シタル風俗慣習及ヒ言語モ本島生番ニ就キテ却テ之ヲ見出スコトアラン且ツ本島ノ生番ニハ幾多ノ種族アリ此等ハ皆祖先ノ地ヲ異ニセルモノナルカ故ニ生番全部ノ調査ハ亦南洋ニ散在セル馬來人種ノ數種族ヲ調査シタル結果ト為ルヘシ我國カ本島生番ヲ領得シタルハ此等學問上ニ於ケル貴重ノ研究材料ヲ得タルモノニシテ之ヲ調査シテ世界ニ發表スルハ我國カ世界ニ對スル一大義務ナリトス今ヤ理蕃事業ハ着々進行シ内地人及ヒ本島人ノ入番漸ク多キヲ加フルニ從ヒ彼等ハ次第ニ之ニ化セラレ遠カラシテ其固有ノ風俗言語及ヒ慣習ヲ喪失シ為ニ學問上ノ貴重材料ヲ泯滅スルニ至ルヘシ故ニ今日ニ於テ充分ノ調査ヲ遂ケ置クノ必要アリ各地理蕃官吏ノ間ニモ既ニ調査スル所アルヘシト雖モ如此事業ハ或職務ノ片手間ニ且専門ノ知識ナキ者ニ依リテ為サルヘキモノニ非ス然ルニ本会ニハ人類学、言語学、社会学ニ関スル専門ノ委員ヲ欠ク此点ニ於テモ小職ハ本会ノ擴張スヘキモノナルヲ信ス」(岡松文書、C44, 178-2)

見られるように、小島は台湾原住諸民族が周辺の高文明に影響されることがほとんどなく、非常に古い文化を残していることを指摘し、それを学術的に研究することが世界的な意義をもつことを強調している。小島は岡松の学問的な関心を惹こうとしているのである。冒頭に引用した柳田國男の文章に「始めて眼前に展開した広い珍しい世界へ

の、至つて人間的な気取らない知識欲」という言葉があったが、ここに述べられた小島の関心の有り様はまさにそのようなものであったといえよう。そしてそれは、ほかならぬ総督府の理蕃事業によって失われゆくものを惜しむ気持ちでもあったろう。

第三の点、「南支那及び馬來諸島の調査」についてであるが、これについて小島は次のように書いている。「我国民カ通商、企業又ハ殖民ノ為ニ南支那又ハ馬來諸島ニ發展スヘキ時期ハ今正ニ熟スルノミナラス世界大勢ノ変移ハ此等ノ地方カ何時如何ナル福運ヲ我国ニ与フルカヲ予測スヘカラス此等地方ノ事情研究ハ焦眉ノ急ニ迫レリ」（岡松文書、C44, 178-2）。それゆえ、この地域にもっとも近接した台湾にある調査機関を利用しない手はないだろうというのである。

大正2（1913）年は、ようやく一冊目の『蕃族調査報告書』が出版される年であるが、既述のように、日露戦争勃発後、児玉源太郎はすでに亡く、後藤新平も大津麟平も台湾を離れてしまって、台湾での旧慣調査を強く押し進めてきた原動力が急速に失われていったときでもあった。

小島の意見書を受け取って岡松がどのような返事を書いたか、それについては資料がなく、不明とするほかはない。しかし、事実としては、すでに述べたように、旧慣調査会がただちに解散されることはなく、こののち6年間存続するのである。しかしながら、さしたる増員も行われなかった。この大正2年以後の増員といえば、大正3（1914）年7月に森丑之助が再度囑託として採用されただけである。

ところで、この意見書を読むと小島由道という人物の姿がかなり明確に見えてくるように思われる。小島は『台湾私法』の調査においても中心的な役割をはたした調査員のひとりであった。第一部から蕃族科に継続して雇用された調査員は小島だけである。実務能力において非常にすぐれた調査員であったことは間違いない。だが、それだけではない。第三番目の「南支那及び馬來諸島の調査」についての意見にみられるように、小島は、将来を見据えて、旧慣調査会の存在意義を高所大所から考えようとしている。そういう指導者的な立場から事柄を見ているのである。

調査員のなかで最年長であった小島は、彼らのリーダー格であったろう。この意見書も小島ひとりの考えを記したものというより、調査員を代表した意見とみなすべきではないだろうか。ひょっとすると、このとし大正2年に大津麟平が台湾を去ったあと、蕃族科の調査活動を実質的に指揮したのは小島だったのではないだろうか。あるいは、すでに大津が委員として調査を指揮していた時期でさえ、蕃族科の活動は大津と小島との合議によって方向づけられていたのではないかと思われるふしがある。実際、すでに引用した明治42（1909）年4月22日付の大津の書簡のなかには、小島にそのような役割を期待する意向が読み取れるのである。

10 その他の調査員

小島由道と佐山融吉についてはすでに現在判明している限りのことを記した。次にその他の調査員について記しておこう。

小川尚義についてもすでに触れたが、説明を補いたい。

小川は明治34（1901）年より台湾総督府の編修官であり、明治40（1907）年に『日台大辞典』を刊行している。旧慣調査会蕃族科には明治42（1909）年11月16日付で無給嘱託として兼務、大正4（1915）年3月31日付解職。大正5（1916）年10月20日、再び就職している〔旧慣調査会 1917：75〕。

蕃族科に対する小川の言語学的なアドバイスとして指摘できる点の一つは「n」音の表記である。『番族慣習調査報告書』では、「n」音を「ヌ」と表記し、たとえば「ばいわぬ族」となっているが、これは小川の意見によると思われる。馬淵東一による次のような報告がある。「小川先生は、日本語の「ン」はnではなく実際にはngであり、……nを「ン」で表すと間違いやすいからngを「ン」、nを「ヌ」で記すべきだと主張」された〔馬淵 1974b：487〕。

また、『番族慣習調査報告書』第一巻の序文によれば、小島由道と安原信三とがタイヤル語に関して「番婦中野ヤイツ氏」に助言を受けたことが記されているが、このタイヤル族の女性は小川とも非常に親かったとのことである〔馬淵 1974b：489〕。小島らにヤイツを紹介したのも小川であったかもしれない。

その後、昭和5（1930）年に小川は台北帝国大学の教授に就任し、言語学者として主に台湾をフィールドとしてすぐれた業績を残している。台湾原住民に関する著作として、『パイワン語集』（昭和5年）、『アタヤル語集』（昭和6年）、『アミ語集』（昭和8年）を台湾総督府より刊行。また、昭和10（1935）年に『原語による台湾高砂族伝説集』（浅井恵倫との共著）を刊行している。

平井又八について。明治44（1911）年に殉職した平井の履歴については、その葬儀にさいして朗読されたものが『台湾教育会雑誌』に掲載されている。以下にその要点を記す。

平井又八は、明治元（1868）年10月15日、岡山県上道郡平井村において、父、平井光壽、母、志遠子との間に長男として生まれる。岡山市の平松漢学塾に数年間通学の後、明治17年、師範学校に入学。在学中、明治20（1887）年に信仰を告白し、岡山教会に属す。翌明治21（1888）年7月25日、師範学校を卒業。この後、川上、黄薇、倉敷、御野の各高等小学校訓導校長を歴任。明治29（1896）年12月、台湾総督府国語学校甲種講習員の募集に応じ、渡台。翌明治30（1897）年4月1日、成績50人中首位をもって講習科を卒業。その後、国語学校、師範校、公学校、小学校の教諭を歴任。明治33（1900）年5月、『国語研究会第一回報告』に論文「漢文教授二就キテ」を発表。明治34（1901）年6月11日、台湾総督府民政部学務課に勤務を命ぜられる。台湾教育界に7年間を過ごした後、陸軍通訳高等官待遇として、日露戦役中、満州にて奉職。明治38（1905）年11月、東京にて除隊。功により勲六等単光旭日章を授けられる。明治39（1906）年1月、岡山県立

商業学校教諭。この間、雑誌『岡山評論』を発行、文学や教育などに関する評論を執筆する。明治40（1907）年4月、旭陽高等小学校長兼同農業補習学校長、久世女学校長。明治41（1908）年10月、再度、岡山県立商業学校教諭。明治44（1911）年3月24日、臨時台湾旧慣調査会補助委員を命ぜられ、同年5月渡台、7月18日、アミ族の調査のため花蓮港庁下に出張。8月23日、帰府途中立ち寄った太巴壠公学校において遭難、殉職する。享年44歳。なお、遭難10日前に岡山県立商業学校の職員学生に宛て発信された書簡には、次のように記されている。「調査日々進行、面白し面白し、当地方の蕃語大分通ずる様になれり、……之にて半年か一年も居らば、精しき事が分かるべきも、一箇月や二箇月にては思ふ様に行かぬ、唯出来るだけのベストを尽くすのみだ、毎日五時頃まで質問対談で宿に帰へり、大抵十時頃迄記述の筆を執る ……」[本田 1911:54]。このアミ族調査の記録として2冊のノートが残された。

岡山の商業学校に勤めていた平井が再び渡台して旧慣調査会の調査員として採用されるに至ったのはどのような事情があったのか不明であるが、ひょっとすると、小川尚義による推薦があったのかも知れない。平井が台湾総督府国語学校の講習科を卒業した翌年、明治31（1898）年に「国語教授研究会」という、「本島人ニ国語ヲ教授スル順序方法程度等ヲ研究スルヲ以テ目的」とする会が設立された。この会の発会式が同年9月18日に開かれるのであるが、その折りの参加者11名の名簿に、小川尚義とともに、平井又八の名前も記されている。ふたりとも評議委員となっている。小川と平井とは、少なくとも明治31年以来、面識があったということである。そして、小川もまたクリスチャンであった[土田 2005:303 - 321]が、この点からしてもふたりに親しい交わりがあったかもしれない。平井殉職後の総督府の対応についての協議には、岡松、大津とともに、小川も加えられている。

伊能嘉矩について。伊能は台湾領有直後に粟野伝之丞とともに始めて台湾原住民について人類学的調査を行い、明治33（1900）年にはその成果を『台湾蕃人事情』として台湾総督府民政部文書課より刊行した。その後も原住民についての報告や論文を『東京人類学雑誌』や『台湾慣習記事』などに多数発表。森丑之助と並んで、当時、台湾原住民研究の第一人者と見なされていた。旧慣調査会には明治41（1908）年に囑託として就職、明治43（1910）年11月31日に解職。

明治43（1910）年の大津麟平より岡松宛の書簡中に、伊能を人類学的調査の担当にしたいという記述があったことはすでに述べた。ただ、伊能は明治41（1908）年2月には「台湾を引き揚げ郷里遠野に帰」っており、蕃族科の原住民調査に直接加わることはなかった[荻野 1998:40]。

明治40（1907）年に大津麟平より岡松参太郎に送付された書簡に次のような一節がある。「又伊能従来独力にて蕃情調査致し居り其元稿ハ調査会の者と相成るへくに付之ニ対する補償を与へざる可らずと存候然ニ其現物一覽したる上ニあらざれハ価格の相談も確然と致し難き次第二候へ共此際原稿の一覽を求むるも面白らずと存候就てハ補償ニ関

する伊能本人の内意を聞き従来既成之分丈の目録及枚数を報告せしめ補償格を定むへき乎と存候」（岡松文書、C15, 63 翻刻は〔浅古 2003 : 331〕による）。

伊能による調査資料は、その後、明治42（1909）年に、旧慣調査会が「三百円」で買い上げる、と決定されている（岡松文書、C21, 18）。

河野喜六について。河野は農工商経済に関する調査を担当する第二部の調査員であった。囑託として明治35（1902）年9月25日就職、明治37（1904）年5月末日解職。蕃族科には補助委員として明治45（1912）年3月23日に就職、大正4（1915）年3月末日に解職。同年4月1日、雇として採用、大正5（1916）年6月1日に解職。河野の履歴については今のところ何も分かっていない。

安原信三について。安原は雇として大正2（1913）年1月24日に就職、大正4（1915）年3月31日にいったん解職。再度、大正5（1916）年9月7日に就職、同年12月18日に解職。安原の履歴についても不明である。

小林保祥について。小林については、本発表の冒頭に、その著書『高砂族パイワヌの民藝』に付された柳田國男の序文を紹介した。近年、さらに「台湾原住民研究資料叢書2」として同氏の著書『パイワン伝説集』が刊行されたが、これに付された松澤員子の「序文」により、小林の履歴その他のことが明らかになった。次にその一部を引用する。

「小林氏は明治二十六年東京生まれ、旧制中学校を卒業後画家を志願して、太平洋画会研究所へ入学、六年間在籍されたそうです。渡台の契機となったのは写生旅行でした。当時、父上は医師で、台北に勤務されていたので台湾へ写生旅行に出かけられることになったそうです。そして、全島各地を旅されているうちに、台湾原住民の民芸に関心を深められたようです。大正二年には、台北で堀江よしのさんと結婚されたのです。」〔小林 1998 : x〕

この同じ大正2（1913）年に小林氏は旧慣調査会の調査員となる。

「小林氏は、大正二年台湾総督府臨時台湾旧慣調査会（後に蕃族調査会と改称）に調査官として採用され、他の数名の調査官と共に台湾原住民（高砂族）の旧慣調査に従事されました。台湾原住民研究者には今日なお基本的資料文献としてバイブルのように活用されている『蕃族慣習調査報告書第五卷（四冊）ぱいわぬ族』は、小林氏が西部パイワン族の村々で調査、収集された資料を主にしてできた報告書です。大正六年原住民の調査が終了し、蕃族調査会が解散されたため、小林氏も任を解かれました。しかし、調査の間に親しくなったパイワン族の村人のもとにもどり、さらに彼らの慣習調査を続けたいと希望されて、大正七年当該官庁の許可を得て、高雄州潮州郡ライ社に移住されました。大正十年にはライ社の近くのアマワン社に「高雄州パイワン工芸指導所」が設立され、そこの主事に任命されて、アマワン社に住居を移され、その後、昭和十三年主事を退任され日本に帰国されるまで、アマワン社周辺のパイワン族の村々で調査を続けられました」〔小林 1998 : ix〕。

「小林夫妻は、帰国後、神奈川県平塚市に住居を定められ、台湾で収集された資料の

整理、執筆活動に専念される傍ら、油絵の創作活動も続けられました。昭和十九年には、柳田國男先生のお勧めがあって、『高砂族パイヌの民芸』（東京、三國書房）を出版されています。……小林氏は、その後も執筆活動を続けられ、『パイヌ族の信仰生活』をまとめられましたが、その刊行を見ることなく、昭和五十九年他界されました〔小林 1998：x-xi〕。

文化人類学の調査という、異なる文化をもつ人々を調査対象としてモノのごとく見て、人間同士の心からの交流などそっちのけで、資料収集に努める。インフォーマントは業績生産のための材として扱われている、などと言われることがあるが、上記の紹介を見ると、小林氏がそのような調査員ではまったくなかったということがよく分かる。

さて、最後に、大正元（1912）年に旧慣調査会廃止案を提出した岡松参太郎の、その後について述べておきたい。

『台湾私法』の調査終了時、台湾原住民の旧慣調査にまったく興味をもてなかった岡松であるが、旧慣調査会の部長には最後までとどまるものの、大正2（1913）年には京都帝国大学を退官し、大正3（1914）年には満鉄の理事も辞職する。閑地にあつて岡松は研究と執筆に専念し、大正5（1916）年には代表作『無過失損害賠償責任論』を発表する。そして同じ大正5年に、岡松は民法の注釈書を執筆中「法律上に於ける妻の地位」を考察するにさいして、台湾原住民に母系主義の民族があつたことを思い出す。アミ族のことである。これをきっかけに『蕃族調査報告書』と『番族慣習調査報告書』をあらためて研究することになる。『台湾番族慣習研究』〔叙言〕には次のように述べられている。

「大正五年中法律上ニ於ケル妻ノ地位ヲ研究スルニ際シ嘗テ番族中母系主義ヲ行フモノアルコトヲ耳ニシタルヲ想起シ妻ノ地位ノ沿革ニ関シ参考スル所アラント欲シ始メテ該報告書ヲ繙キ一読スルニ及ヒ、俄然其慣習ノ法制史上尋常ナラサル貴重ノ材料タルコトヲ発見シツニハ従来其慣習ノ調査ヲ軽視シタルヲ悔ヒ一ニハ又京都法科大学ノ図書ニ就キ涉獵シタル結果泰西学者ノ研究未タ歩ヲ茲ニ進メサルコトヲ確カメ聊カ自ラ慰ムル所アリ、乃チ大正六年晩夏当時従事シタル他方面ノ研究一段落ヲ告クルヲ待チ直ニ番族慣習研究ニ従ヒ其結果トシテ同年番族ノ母系主義ニ関シ論文ヲ草シテ法学新報ニ寄セ尋テ此著ニ着手シ爾来二年有半漸ク三編ヲ公ニスルヲ得ルニ至レリ」〔岡松 1921：2-3〕。

岡松は原住民調査の重要性についてすでに明治41（1908）年の欧州旅行のおり、「ベルリン大学の旧師Kohler」に指摘されていたし〔岡松 1921：8〕、大正2（1913）年に提出された小島由道の「旧慣調査会拡張案」にも同様のことが述べられていた。ようやく大正5（1916）年になって、事柄の学問的意義に気づいたというわけである。

岡松はまず大正6（1917）年から翌年にかけて『法学新報』に「母系主義ト台湾生番」という論文を連載し、さらにこれを敷衍して、『台湾番族慣習研究』全8巻を約二年半で書き上げる。しかし岡松は、この原稿をみずから発表することなく、大正10（1921）

年12月15日に51歳で急逝する。『台湾蕃族慣習研究』が刊行されたのは、その死の直後であった。

おわりに

以上の要点をまとめておこう。

旧慣調査会の活動は立法のための旧慣調査を主な目的としており、この点は原住民調査においても同様であった。蕃族科による調査の主眼は台湾原住民社会における法的側面を明らかにすることにあった。しかし、文明以前の社会における法的関係を解明するにはその社会全般についての理解が不可欠である。このために、人類学的調査もなされることとなった。つまり、小島由道が中心となって編纂された『蕃族慣習調査報告書』に含まれる法的関係についての報告がこの調査の主要な目的だったのであり、人類学者・佐山融吉によって編纂された『蕃族調査報告書』は、これに補助資料を提供すべきものとして企画されたのであった。

原住民調査を準備し、指揮監督したのは、委員・大津麟平であった。第一部部長・岡松参太郎は、実質的には、蕃族科の活動になんの貢献もしていない。

大津麟平は蕃務総長として佐久間左馬太の理蕃五箇年計画を実行する立場にあったが、大津は対原住民政策において佐久間と意見を異にしており、理蕃五箇年計画と蕃族科の活動とは直接的にはなんの関連もない。

原住民調査は、明治41（1908）年中に準備され、翌明治42（1909）年2月の小島由道によるタイヤル族「大崙坎番」の調査によって開始される。当初、調査は小島由道、森丑之助、渡辺栄次郎の三人でなされた。

明治45（1912）年に佐山融吉と河野喜六が、翌大正2（1913）年に安原信三と小林保祥が調査員に加わり、調査活動は本格化した。

調査員の経歴であるが、小島由道と平井又八は台湾教育界の出身、佐山は東京帝国大学で人類学を学んだ研究者。小林保祥は画家であった。そのほかの者も含めて調査員のなかに官吏の身分の者はいなかった^(注13)。

嘱託として採用された、森丑之助、伊能嘉矩、小川尚義の三名は、いずれも直接報告書を執筆することはなかったが、それぞれの専門分野からこの調査に大きな寄与をした。

旧慣調査会による原住民調査は、総督府の政治的意向をほとんど顧慮せず、むしろ純粋に学問的な意義を追究したものである。

注

1. 『蕃族調査報告書』と『番族慣習調査報告書』とは、「蕃」と「番」と、漢字表記が相違している。この二字の相違について、岡松参太郎は次のように書いている。「〔番〕トハ古昔ノ支那大陸ニ於テ北狄南蛮東夷西戎ト謂ヘルカ如ク漢人カ一定ノ民族ニ与ヘタル固有ノ名称ニシテ「番」ハ決シテ蕃又ハ蛮ニアラザルナリ」〔岡松 1917：20〕。
2. 蕃族調査会は台湾総督府により、原住民居住地区での慣習を調査し、さらにそれをもとにその地に適用すべき法制を審議する機関として、大正8（1919）年5月に設置された。会長は台湾総督府の総務長官が兼務し、総督府高等官中より委員若干名を総督が任命、調査審議に当ることとした。さらに委員を補佐すべく数名の補助委員が任命された。調査事項は先に設置された臨時台湾旧慣調査会において未了のものを引き継ぐにとどまり、新たに企画されたものはなかった。以上は下記を参照した。井出季和太『南進台湾史攷』東京：誠美書閣：1943：102
3. この欠巻の理由についてはすでに国分直一による考察がある〔国分 1995：328〕。第五卷第二分冊は「台東庁下のパイワン族」の調査報告にあてられたものであったが、「匪乱のために」調査が進行しないまま未刊に終わってしまったのではないかと、との推測が述べられている。
4. 岡松文書が早稲田大学図書館に寄贈されるまでの経緯について、早稲田大学法学部教授・浅古弘が下記のように報告している。「岡松参太郎とその父岡松壘谷二代畢生の研究に係わる旧蔵図書と文書資料が、岡松参太郎の令孫岡松浩太郎氏らご遺族四人から、平成11（1999）年春、早稲田大学図書館に寄贈された。これらの図書や文書資料などは、日本東京都文京区目白台の自宅書庫に約七十年間、研究者の目に触れることなく保管されてきたものであるが、書庫が老朽化したことから、浩太郎氏は、「公的機関に寄贈し、広く研究者に公開して、研究に役立ててもらいたい」と考え、「公的機関への寄贈」、「全量一括、至急の受入」、「整理・公開」を条件に受け入れ先を探していた。まず、国立国会図書館に相談されたが、国立国会図書館への寄贈には寄贈資料の目録が必要であり、国立国会図書館の春山明哲氏（当時収集部収集企画室長）から、この目録作成が可能であるかなどの相談を報告者〔浅古〕は受けたが、旧宅解体までの数ヶ月で目録を完成することはほとんど不可能と思われた。そこで、解体の時期も迫っていること、岡松参太郎が東京専門学校（現・早稲田大学）で講師として証拠法を講じていたこと、岡松邸が早稲田大学から直近で運送の費用も手間もそれほど掛からないことなどから、春山明哲氏に仲介の労をお願いし、当時、図書館長であった浦川教授に早稲田大学図書館で引き受けることをお願いした。図書（約7,000冊）と文書資料（書架延長約15m）は、引越用段ボール（278箱）に詰められ、平成11（1999）年3月10日、無事、早稲田大学図書館に搬入された」〔浅古 2003：14〕。

寄贈された文書資料は、その後、早稲田大学東アジア法研究所が中心となって整

理、目録を作成、そしてマイクロフィルム化されて、2008年に公開、雄松堂書店より販売された。台湾関係の資料数は2,235件、マイクロフィルムのリール数にして全20巻になる。

5. 臨時台湾旧慣調査会による調査に先立つ旧慣調査がどのようなものであったかという点については下記の論文がある。大友昌子「清朝時代における台湾地方経済に関する調査報告書——『旧慣調査』前史として——」『台湾総督府文書目録』第五巻：339-353：1998：東京：ゆまに書房
6. 岡松参太郎の略歴については、春山明哲『近代日本と台湾』所収の「岡松参太郎略伝」と『早稲田大学図書館蔵・岡松参太郎文書目録』所収の浅古弘による「解説」とを参照した。
7. この点に関して山路勝彦はタイヤル族の土地所有を例にあげて、次のような指摘をしている。『『番族慣習調査報告書』はそれぞれの社会構成を克明に報告していることに特徴があり、……タイヤル族では慣習法についての記述が詳細で、土地所有は村落の総有制に帰し、人びとは村落を統治する自立的能力をもっているという内容が謳われている。この見解は明らかに総督府の方針とはあいられない。総督府にとっては、タイヤル族は自己を統治する能力がなく、それゆえ日本の支配を受けなければならないと考えていたからである。そうすると、総督府の刊行物でありながら、総督府の統治方針とはかかわらず、客観的立場を貫いて調査員たちは資料の収集と分析を行なっていたことになる。当時の総督府は研究内容に干渉せず、自由な成果の発表を認めていたかのようなのである」[山路 2006：29f.]。
8. 渡辺の作成したタイヤル語に関する資料が『小川尚義・浅井恵倫 台湾資料研究』所収の「小川尚義・浅井恵倫旧蔵資料」に残されている。「小川尚義・浅井恵倫旧蔵資料目録」[土田他 2005a]のOA136「アタヤル語リスト」、OA155g「タイヤル語単語リスト集」、そして「小川尚義・浅井恵倫資料（南山大学人類学研究室所蔵分）」[土田他 2005b]、2-1-1-2, 2-1-1-5。
9. 森丑之助の略歴については、笠原政治の論文「文化人類学の先駆者・森丑之助の研究」と楊南郡の著書『幻の人類学者森丑之助——台湾原住民の研究に捧げた生涯』を参照した。
10. 原文には「山口和美」と記されていたが、『台湾教育会雑誌』の記事にしたがって「山田」と訂正した。
11. この書簡（岡松文書、C24, 4）には、末尾に「四月二十二日」の記述のみがあって、年号は書かれていない。「明治四十三年度往復書簡」と題された封筒に入れられていたので、『岡松参太郎文書目録』はカッコ付で明治43（1910）年に書かれたものとしているが、小島による原住民調査が「昨年未ヨリ」と記されている点など内容からすると明治42（1909）年に書かれたものと思われる。なお、書簡の冒頭に岡松の筆跡で「明治四十二年四月」と鉛筆書きされたものが、「二」の上に1本線が引

かれて「三」に訂正されている。訂正する以前のメモの方が正しいと思われる。

12. 大津の略歴については下記を参照した。『日本の歴代知事』第1巻：東京：歴代知事編纂会：1980：271
13. 官吏の身分が調査活動を進めるにあたり資するところが大きいとして、小島由道は大正2（1913）年に意見書「本会職員中単ニ法案審査会ニ於テ委員タル者ヲ除キ其他ノ職員即調査員事務員及ヒ通訳ハ之ヲ官吏トスヘシ」（岡松文書、C44, 178-3）を提出したが、受入れられなかった。だから、坂野徹の「これらの調査に携わった総督府の下級官吏たちは人類学の専門家ではない」[坂野 2005：246]という見解は正しくない。また、既述のように調査員のなかには佐山融吉のような人類学の専門家もいたのである。

参考文献

浅古 弘

2003「概要報告」『岡松参太郎の学問と政策提言に関する研究』（平成12年度～平成14年度科学研究費補助金成果報告書）：14-19：東京：浅古弘

2008「解説」『早稲田大学図書館蔵・岡松参太郎文書目録』：viii-xxi：東京：雄松堂
猪口安喜

1921『理蕃誌稿』第二巻：台北：台湾総督府警察局（復刻版 1989 東京：青史社）
井出季和太

1943『南進台湾史攷』東京：誠美書閣

大津麟平

1914『理蕃策原議』盛岡：大津麟平

大友昌子

1998「清朝時代における台湾地方経済に関する調査報告書——『旧慣調査』前史として——」『台湾総督府文書目録』第五巻：東京：ゆまに書房

岡松参太郎

1903「叙言」『台湾旧慣調査報告書』：1-5：台北：臨時台湾旧慣調査会

1905「日本民法の欠点を論じて台湾立法に対する希望に及ぶ」『台湾慣習記事』第5巻第3号：13-26：台北：台湾慣習研究会

1910「叙言」『台湾私法』第一巻上：1-8：台北：臨時台湾旧慣調査会

1917「母系主義ト台湾生番」『法学新報』第27巻第11号：18-32：東京：法学新報社

1921「叙言」『台湾番族慣習研究』第一巻：1-10：台北：臨時台湾旧慣調査会

岡本真希子

2003「岡松参太郎と台湾——臨時台湾旧慣調査会との関係から——」『岡松参太郎の学問と政策提言に関する研究』（平成12年度～平成14年度科学研究費補助金成果報告書）：31-37：東京：浅古弘

荻野 馨

1998『伊能嘉矩 年譜・資料・書誌』岩手：遠野物語研究所

笠原政治

2002『文化人類学の先駆者・森丑之助の研究』（平成12年度～平成13年度科学研究費補助金成果報告書）：横浜：笠原政治

国分直一

1995『東アジア地中海の道』東京：慶友社

後藤新平

1901a「台湾経営上旧慣制度調査を必要とする意見」『台湾慣習記事』第1巻第5号：24-38：台北：台湾慣習研究会

1901b「台湾経営上旧慣制度調査を必要とする意見（承前）」『台湾慣習記事』第1巻第6号：25-38：台北：台湾慣習研究会

小林保祥

1944『高砂族パイワヌの民芸』東京：三国書房

1998『パイワン伝説集』台北：南天書局

坂野 徹

2005『帝国日本と人類学者 1884 - 1952年』東京：勁草書房

鈴木一郎

2000「後藤新平と岡松参太郎による旧慣調査（1）——台湾の場合」『東北学院大学法学政治学研究所紀要』第8号：41-71：東北学院大学法学政治学研究所

戴国輝

1968「日本人による台湾研究 —— 台湾旧慣調査について ——」『季刊東亜』第4集第104号：67-80：東京：霞山会・東亜学院

台湾教育会

1911「地方通信」『台湾教育会雑誌』第113号：58：台北：台湾教育会

土田 滋

2005「小川尚義とキリスト教」『小川尚義・浅井恵倫 台湾資料研究』：303-321：東京：東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所

土田滋・代表、浅井・小川未整理資料の分類・整理・研究プロジェクト

2005a「小川尚義・浅井恵倫旧蔵資料目録」『小川尚義・浅井恵倫 台湾資料研究』：14-130：東京：東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所

2005b「小川尚義・浅井恵倫資料（南山大学人類学研究所所蔵分）」『小川尚義・浅井恵倫 台湾資料研究』：131-141：東京：東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所

鶴見祐輔

2005『〈決定版〉正伝 後藤新平3』東京：藤原書店

鄭政誠

2005『台湾大調査』台北：博揚文化

西英昭

2009『『臺灣私法』の成立過程——テキストの層位学的分析を中心に』福岡：九州
大学出版会

春山明哲

2008「岡松参太郎略伝」『近代日本と台湾』東京：藤原書店

本田茂吉

1911「故平井又八氏履歴」『台湾教育会雑誌』第113号：53-54：台北：台湾教育会
馬淵東一

1974a「高砂族に関する社会人類学」『馬淵東一著作集』第一巻：443-483：東京：
社会思想社

1974b「故小川先生とインドネシア語研究」『馬淵東一著作集』第三巻：485-500：東
京：社会思想社

森丑之助

1917「台湾蕃族に就て」『台湾蕃族志』第一巻：1-21：台北：臨時台湾旧慣調査会
山路勝彦

2006『近代日本の海外学術調査』東京：山川出版

楊南郡

2005『幻の人類学者 森丑之助 台湾原住民の研究に捧げた生涯』東京：風響社
臨時台湾旧慣調査会

1903『台湾旧慣調査報告書』台北：臨時台湾旧慣調査会

1910『台湾私法』第一巻上：台北：臨時台湾旧慣調査会

1911『臨時台湾旧慣調査会法案審査会第一回会議々事録』台北：臨時台湾旧慣調査会

1917『台湾旧慣調査事業報告』台北：臨時台湾旧慣調査会

(本稿は、2011年1月8日に慶應義塾大学日吉校舎において開催された第40回台湾ヤミ
／タオ文化研究フォーラム (FYCS) 定例研究会での発表「『蕃族調査報告書』の成立
とその読者たち」を改稿、増補したものである。)

経済学部 非常勤講師

平成23年10月22日

推薦者 三浦國泰

PRINTED BY
SEIKO-SHA CO. LTD.
1-5-15, NISHITUTUJIGAOKA, CHOUFUSHI, TOKYO

Seikei University
3-3-1, Kichijoji-Kitamachi, Musashino-shi,
Tokyo, 180-8633 Japan